法科大学院認証評価に関する
２巡目の検証結果報告書

平成30年９月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構

はじめに

大学改革支援・学位授与機構
客員教授　加藤哲夫

平成13年の司法制度改革審議会意見書（以下、「意見書」という）における「法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた『プロセス』としての法曹養成制度」（司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」61頁（平成13年６月））の新たな整備の提言に基づき開設された法科大学院は、「入学者選抜の公平性・開放性・多様性や法曹養成機関としての教育水準、成績評価・修了認定の厳格性を確保するために、適切な機構を設けて、第三者評価（適格認定）を継続的に実施」（同「意見書」70頁）することが義務づけられている。これを踏まえた法科大学院の認証評価の根拠になっているのは、学校教育法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という）である。法科大学院は、専門職大学院としてその教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況の認証評価を５年以内ごとに受けるものとし（学校教育法第109条第３項本文参照）、認証評価機関（同法109条第２項参照）は、当該法科大学院の教育研究活動の状況が、認証評価機関が定める法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定（適格認定）をしなければならない（連携法第５条第２項）。

このように実施されてきた法科大学院の認証評価は、平成19年度からの１巡目を経て、平成23年度から平成27年度までに２巡目を終了した。本報告書は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。なお、平成28年度から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構と名称変更。）が実施した２巡目の法科大学院の認証評価結果を検証・分析したものである。

周知のように、この認証評価基準の適合性の審査に基づく法科大学院の適格認定は、法科大学院の教育の質を担保するものとして、認証評価機関である日弁連法務研究財団、大学基準協会とともに、機構がその厳格な認証評価、そして厳正な適格認定をこれまで実施してきた。この間、受審大学にあっては、２回のサイクルにわたる評価を経てその過程で指摘された改善すべき事項、留意すべき事項などにつき改善ないし改良に努めてきた。受審大学において、これまで認証評価に基づき相応の改善が実現されている状況をみると、この評価が果たすべき役割は、法科大学院の「教育の質を担保する」上で、変わりなく重要な意義を与えられていることになる。

この検証報告書では、機構による２巡目における認証評価および適格認定について、以下の項目により検証・分析を行っている。「２．法科大学院制度に係る検討の状況、３．法科大学院認証評価制度に係る変更の状況、４．平成23年度から平成27年度までに機構が実施した法科大学院に対する認証評価の実施状況、５．平成23年度から平成27年度までに機構が実施した法科大学院に対する認証評価に関する対象大学及び評価者へのアンケート調査の結果並びにその知見」である。

この検証報告書の作成にあたり、統計資料の整理をはじめ機構の認証評価に関する検証ＷＧの尽力に負うところが多い。この場を借りて厚く御礼を申し上げたい。本報告書における検証・分析が３巡目以降の認証評価にも大きく資することを強く念じているところである。

目　次

１．目的、内容及び構成 1

２．法科大学院制度に係る検討の状況 1

法科大学院に関する全体的状況 1

文部科学省中央教育審議会法科大学院特別委員会における検討と提言 2

３．法科大学院認証評価制度に係る変更の状況 3

当機構の２巡目実施のための基準等の変更 3

当機構の２巡目実施期間中に行われた基準等の変更 11

２巡目における１巡目からの基準の構成に関する変更 11

４．平成23年度から平成27年度までに当機構が実施した法科大学院に対する認証評価の実施状況 13

重点基準の設定及び適格認定要件を変更した影響 13

評価結果の特徴 13

１巡目で改善を要すると指摘された点の改善状況 14

２巡目における指摘事項の特徴 21

改善すべき点 21

優れた点、特色ある点の指摘 28

年次報告書の作成要領について 31

付記事項の記載について 33

是正を要する点に対する対応状況 36

５．平成23年度から平成27年度までに当機構が実施した法科大学院に対する認証評価に関する対象大学及び評価者へのアンケート調査の結果並びにその知見 39

検証の実施方法 39

項目別の検証 40

おわりに 43

参考文献 44

参考資料

１　年度別対象校一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

２　認証評価に関する検証のためのアンケート【対象校】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

３　認証評価に関する検証のためのアンケート【評価担当者】・・・・・・・・・・・・・・・・・74

４　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）
【対象校】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90

５　認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）
【評価担当者】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101

１．目的、内容及び構成

本報告書は、平成23年度から平成27年度まで当機構が実施した法科大学院認証評価（以下、「２巡目実施」という。）を概観することを目的としている。

その内容は、法科大学院認証評価の実施の状況と、実施の際に対象大学、評価担当者に対して行ったアンケート調査の集計の状況から成る。前者については、認証評価委員会議事録ほかその実施に係る記録は原則として公開されているので、本報告書においては、２巡目実施を通じて重要と思われる推移と変更点を中心に記述する。また、後者についても、アンケート調査の年度ごとの集計は、著しく対象校が少ない年度を除いては当該年度の翌年度に集計し、報告書として公表するほか、具体的な指摘に対してはそれに対する対応を随時行い、実施方法に反映させているので、本報告書においては、主要と考えられる点について述べる。

しかし、２巡目実施については、法科大学院制度が大きく変化した期間でもあり、かつ、認証評価の基準、方法にも若干の変更が加えられていたために、対象大学、評価担当者ともに年度ごとの回答の前提となる事実、認識が異なっていると考えることができる。このため、これらの変化の理解なしにはアンケート結果の解釈が不可能であるだけでなく、同一設問に対する回答の状況の単純な集計に係る解釈は限定的にならざるを得ない。したがって、本報告書においては、これらの変化について最初に概括的に記述した上で、アンケート結果についてその概要をまとめることとする。

２．法科大学院制度に係る検討の状況

法科大学院に関する全体的状況

機構が実施する法科大学院認証評価の評価対象大学数の推移は、以下の表１のとおりである。１巡目実施において対象大学は計28大学、２巡目実施においても計28大学となるが、２巡目実施期間中に２回評価を受けた大学もあり、また、１巡目の対象大学で２巡目では当機構の評価を受けなかった大学もある。しかし、全体としての動向を理解することが可能な程度には安定したもの（20大学以上が２回以上評価を受けている。）であると言うこともできる。

しかし、それにも増して顕著な点は、法科大学院制度全体にわたる変化である。法科大学院の総数、すなわち機構の評価を受けない大学を含めた数は平成19年度の74校から、平成27年度には54校に減少している。それだけでなく、入学定員、志願者数においては著しい減少が見られている。この様子は以下の図１で示されている。

これらの変化は、法科大学院制度に関する様々な改善を促すことになり、法科大学院認証評価制度に対しても大きな影響を持つことになった。特に志願者数の減少は１巡目実施の段階ですでに明白なものなっているために、文部科学省に設けられた中央教育審議会法科大学院特別委員会においても議論が行われ、その結果は、機構の実施体制、評価方法に対しても影響を与えることになった。このことからこれらの背景を十分に理解することが必要であるため、全体的な状況、文部科学省等における検討を含めて報告書に記載している。

年度	機構の評価対象大学数 （括弧内は、追評価対象校数）	法科大学院の総数	入学定員（人）	志願者数（人）
19年度	9 （0）	74	5, 825	45, 207
20年度	16 （3）	74	5, 795	39, 555
21年度	3 （3）	74	5, 765	29, 714
22年度	0 （1）	74	4, 909	24, 014
23年度	**1 （0）**	**73**	**4, 571**	**22, 927**
24年度	**9 （0）**	**73**	**4, 484**	**18, 446**
25年度	**14 （0）**	**69**	**4, 261**	**13, 924**
26年度	**3 （0）**	**67**	**3, 809**	**11, 450**
27年度	**1 （0）**	**54**	**3, 169**	**10, 370**

表１

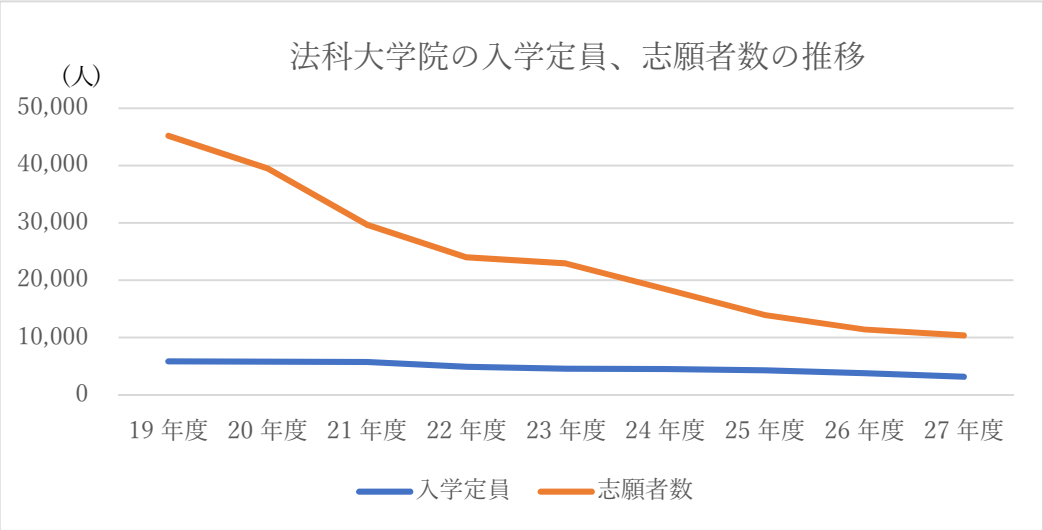

図１

文部科学省中央教育審議会法科大学院特別委員会における検討と提言

機構が実施する法科大学院認証評価の基準及び評価方法の策定に当たっては、前節に述べた全体的状況の把握とともに、法科大学院制度創設準備以来文部科学省に設置されている中央教育審議会法科大学院特別委員会における審議の状況、特に、随時取りまとめられた報告や提言が参考とされてきた。２巡目の実施に当たっては、平成21年４月に公表された「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年４月17日）の内容が大きな影響を与えている。この報告は以下のような構成を持ち、法科大学院制度全般にわたる状況の把握と改善措置の提案となっている。

第１　入学者の質と多様性の確保

１．競争性の確保

２．適性試験の改善

３．法学既修者認定の厳格化

４．多様な人材の確保

第２　修了者の質の保証

１．共通的な到達目標の設定と達成度評価方法

２．教育内容の充実と厳格な成績評価・修了認定の徹底

３．司法試験との関係

第３　教育体制の充実

１．質の高い専任教員の確保

２．入学定員の見直しと法科大学院の教育課程の共同実施・統合等の促進

３．教員養成体制の構築

４．教員の教育能力の向上

第４　質を重視した評価システムの構築

１．教育水準と教員の質に重点を置いた認証評価

２．積極的な情報公開の促進

３．フォローアップ体制の構築

この報告における提案のほぼすべてが２巡目実施に反映されているので、その詳細は次章において確認することとする。

すでに述べたように、法科大学院認証評価においては、２巡目実施期間中に法科大学院制度及びその運用の状況、さらに、認証評価制度への要請が変化しつづけた。実際、平成24年７月19日に公表された「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」、平成25年９月18日に公表された「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）」、平成26年10月９日に公表された「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」は、機構の認証評価委員会における検討を経て、直近年度における基準の改定等に反映されることになっており、この具体的な点については次章において述べる。

３．法科大学院認証評価制度に係る変更の状況

当機構の２巡目実施のための基準等の変更

平成22年10月には、「平成23年度以降に実施する法科大学院認証評価に係る自己評価実施要項等の改定について」として、それまでの基準要綱に対して200箇所以上の改定を施し、２巡目実施のための基準、評価体制、評価方法を変更している。しかし、主な改定は以下に示すものであり、その他のものは主な改定に伴う所要の修正、文言の統一・整理、順序の入れ替えなどである。

基準に関する最も大きな変更点は、解釈指針の位置づけである。機構が実施する法科大学院認証評価における評価は、基準に基づいて行われるが、基準ごとに解釈指針を示して基準の意味を説明したり、例示によって意図を明確にする役割を持っている。１巡目においては、基準要綱Ｉ２－５の解釈指針について、以下のような明確な分類を行っている。

「解釈指針は、その内容により、次の３つに分類される。

（1）各法科大学院において、定められた内容が満たされていることが求められるもの。

例：「・・・であること。」「・・・されていること。」 等

（2）各法科大学院において、少なくとも、定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるもの。

例：「・・・に努めていること。」 等

（3）各法科大学院において、定められた内容が実施されていれば、評価において「優れている」と判断されるもの。

例：「・・・が望ましい。」 等」

１巡目の実施の経験を経て、２巡目では「解釈指針は、各基準に係る説明及び例示を規定したものである。」と簡潔に規定することとした。

評価方法に関する最も大きな変更点は、「総合的考慮」という概念を導入したことである。すなわち、１巡目の基準要綱においては、Ｉ３－２「評価基準に適合していると認められるためには、すべての基準が満たされていなければならない。」、Ｉ３－３「各基準を満たすためには、２－５（1）及び（2）に分類される解釈指針が満たされていなければならない。」（この２－５（1）及び（2）に分類される以外の（3）の解釈指針は、「望ましい」とされる内容であり、これを満たした場合には「優れている」と評価することとしてきている。）とあった部分を削除して、２巡目の基準要綱においては代わりに、Ｉ３－１で、

「機構は、各基準の判断結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合していると認める場合、法科大学院に適格認定を与える（以下、機構から適格認定を受けた法科大学院を「機構認定法科大学院」という。）。法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断は、各基準のうち、特に重点基準の判断結果を踏まえて行うものとする。」

として評価することとした。具体的には、Ⅲ３－３においてその基準を定め、

「評価の手順は次のとおりとする。

（1）各法科大学院の自己評価等を踏まえ、法科大学院の教育活動等の状況を分析し、各基準を満たしているかどうかの判断を行う。

（2）（1）の結果を総合的に考慮し、法科大学院の教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの判断を行う。

（3）基準ごとの分析・判断の結果に基づき、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。」

としている。

これに対して、１巡目では、Ⅲ２－１において、

「評価の手順は次のとおりとする。

（1）各法科大学院の自己評価等を踏まえ、評価基準に基づき法科大学院の教育活動等の状況を分析し、その結果を踏まえて各基準を満たしているかどうかの判断等を行う。

（2）（1）の結果に基づき、評価基準に適合しているか否かの認定をする。

（3）評価基準に基づいて、法曹養成の基本理念及び当該法科大学院の目的等に照らし、教育活動等の優れた点や改善を要する点等について明らかにする。」

としており、この結果として、１巡目においては法科大学院評価基準を満たさないと評価され、追評価を受ける必要があった大学が７校あったのに対して、２巡目ではなくなっている。この変更は、法科大学院にとっては適格認定を受けるか否かという重要な問題であると考えられるが、対象法科大学院に対するアンケート結果（後述）からは必ずしも、この変更の影響を読み取ることはできな

い。

以下、各基準等における２巡目での変更点を述べる。

基準１－１－２については、解釈指針１－１－２－１の変更が重要である。すなわち、１巡目では「各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況、並びに修了者の進路及び活動状況、その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。」としていたところを、具体的な指標を例示することとして、２巡目では以下のように括弧書きを追加している。

「各法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況は、学生の学業成績及び在籍状況（原級留置者及び退学者等の状況を含む。以下同じ。）、並びに修了者の進路及び活動状況（司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況をいう。以下同じ。）」

解釈指針２－１－１－２として、「学生による段階的履修に資するよう、カリキュラムが適切に編成されているほか、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学修指導が行われていることが必要である。」
が追加されている。これは、特別委員会報告において、より一層社会人、他学部出身者を法科大学院に受け入れるために、法学未修者コースにおけるカリキュラムや授業内容・方法の改善にさらに努めるべきことが提言されていることを踏まえたものである。

１巡目における解釈指針２－１－２－５「内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の授業科目として開設されていないこと。」を明確にするために、２巡目では重点基準２－１―３として新設している。

解釈指針２－１－３－２に
「（２）（１）に掲げる必修科目６単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、４単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア　模擬裁判（民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容
イ　ローヤリング（依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容）
ウ　クリニック（弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容）
エ　エクスターンシップ　（法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修）
オ　公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内

容）」
を追加し、重点基準２－１－６としている。これは、特別委員会報告において、法律実務基礎科目の充実が提言されていることを踏まえたものである。

解釈指針２－１－６－１「法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するについて、実務家教員と研究者教員が協力していることが必要である。」の新設は、特別委員会報告において、法律実務基礎教育に関して、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要であることが提言されていることを踏まえたものである。

１巡目の解釈指針２－１－３－４を重点基準２－１－８にしている。

解釈指針３－２－１－４については、
「法律基本科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が確実に実施されることが求められるとともに、法学未修者１年次においては、同一の授業科目の中でも、学修のテーマや学生の習熟度に応じて、双方向的又は多方向的な討論形式を基本としつつ、必要に応じて、講義形式をそれと適切に組み合わせるなど、授業方法の工夫が図られていることが必要である。」と詳細化されているが、これも特別委員会報告において、法学未修者１年次において、双方向・多方向的な授業方法を基本としつつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工夫が必要であると提言されていることによる文言の追加である。

解釈指針３－２－１－６の項目の追加も、特別委員会報告において、双方向・多方向型の授業は学生の予習・復習のインセンティブを高めることが期待されるが、その際、学生の予習・復習に偏りが生じることのないよう、適切な教科書の選択や補助教材の活用等による自学自習の支援のための工夫が特に必要であると提言されているためである。

解釈指針３－３－１－１の内容が拡充されているが、これは、特別委員会報告において、法学未修者１年次の法律基本科目の単位数を６単位増加できるようにすることが提言されていることから（1）を追加するとともに、法学既修者認定との関係で履修登録単位数の上乗せをできるようにすることが提言されていることから（2）を追加したものである。さらに、（1）、（2）以外に36単位を超える場合であっても、基準３－３－１の趣旨に照らして合理的な理由に基づく必要があることを明確にしてある。

解釈指針４－１－１－１は、基準４－１－１を解説するものであるが、同基準にいう各授業科目における「達成度」は、各学年、配当学期及び各授業科目の性質に従い、また将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、適切に設定されていることが必要であるとしている。これらの背景には、法科大学院制度が創設されて以来、法科大学院協会で検討されてきた「コアカリキュラム」策定の動向、共通達成度確認試験の構想及びその試行へ向けた取組などが背景にあった。

解釈指針４－１－２－２「進級要件を定めるに当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。」を新たに追加している。これは、特別委員会報告において、GPA制度を進級判

定や修了認定において積極的に活用することが望まれるとしていることから設けられた新たな解釈指針である。

基準４－２－１「法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。」を拡充している。これは（1）については、イに、専門職大学院設置基準第24条との整合性をとるため文言を追加し、また、専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、ウにただし書を追加したものである。（2）については、特別委員会報告において、法律実務基礎科目の充実が提言されていること、また、１巡目の解釈指針２－１－３－２（4）において平成23年度までに当該科目のうち法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目について４単位相当を必修又は選択必修とすることを求めていたことから、当該科目の修了要件単位数を10単位としたことによるものである。さらに、（3）については、特別委員会報告において、法学未修者１年次の法律基本科目の単位数を６単位増加できるようにすることが提言されていることを受けてのただし書の追加となっている。

また、基準４－２－１の解釈指針４－２－１－１「基準４－２－１（1）ウのただし書に定める単位数は、基準２－１－５のただし書による単位数に限るものとする。」を新設している。これは、専門職大学院設置基準の一部改正に伴う施行通知における留意事項（法学既修者として30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数は、法学未修者１年次に６単位を限度として増加させた法律基本科目の単位数を超えないこと）に対応するための新たに解釈指針である。またさらに、同じ基準４－２－１について、解釈指針４－２－１－２「法科大学院の修了判定に当たっては、GPA制度が効果的に活用されていることが望ましい。」を新設している。これは、特別委員会報告において、GPA制度を進級判定や修了認定において積極的に活用することが望まれるとしていることから新たに設けたものである。

基準４－２－２として新たに「修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準２－１－５のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。」を設けている。特別委員会報告において、法学未修者１年次の法律基本科目の単位数を６単位増加できるようにすることが提言されていることから、ただし書を追加している。

解釈指針４－３－１－２を「当該法科大学院が法学既修者として認定した者について履修免除が認められる法律基本科目は、法律科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られていることが必要である。」と修正している。これは、特別委員会報告において、法学既修者認定試験で課す試験科目は、履修したものとみなすすべての科目を対象とすることが提言されていることによる。

解釈指針４－３－１－３「法学既修者としての認定は、法学未修者１年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われていることが必要である。ただし、教育上有益と認められる場合、一括して免除されるべき単位数の中から６単位を限度として、履修免除単位数を減少させることができる。」を修正している。これは、特別委員会報告において、法学既修者認定試験の合格者に原則として法学未修者１年次配当の必修科目すべての単位を一括して免

除すべきであることが提言されていることによる。

解釈指針４－３－１－５を修正して「学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行うことは認められない。ただし、当該法科大学院がそのような結果を考慮することが法学既修者としての認定を行うために必要である理由を明らかにしている場合は、この限りでない。」としている。これは、当該法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者として認定することは原則として認められないことを明確にしたものである。

解釈指針５－１－１－３の（２）については、特別委員会報告において、法律実務基礎教育に関して、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要であることが提言されていることに照らして、教員相互の連携協力の必要性を追加した。

さらに、特別委員会報告において、ファカルティ・ディベロップメントを充実させるとともに、その成果を授業内容・方法の不断の改善につなげていく体制を整備することが提言されていることから解釈指針５－１－１－４を修正している。

解釈指針６－１－４－２「入学者選抜において、適性試験の成績が、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適切に利用されていることが必要である。」を新設している。これは、特別委員会報告において、適性試験実施機関が設定する入学最低基準点に照らして、適性試験が適正に運用されているか否かを評価することが提言されていることから新たに設けている。

基準６－２－３「在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。」を重点基準として新設している。これは、特別委員会報告において、教員組織、入試の競争倍率、司法試験の合格状況に課題がある法科大学院等に対して入学定員の見直しの必要性が提言されていることから、入学定員の見直しを含めた入学者選抜の改善に関する基準を設け、重点基準としたものである。あわせて解釈指針６－２－３－１「『入学者選抜における競争倍率』とは、合格者数に対する受験者数の割合をいう。」を新設して、競争倍率の定義を明確化している。

障害のある学生に対応する措置について、１巡目では複数あった基準を統合し、基準７－３－１「身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

（１）修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備拡充。

（２）修学上の支援、実習上の特別措置。」

へ集約している。

基準８－２－２を重点基準として、「法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること」において、「専任教員」の定義に「（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）」を加筆して定義を明確にしている。

１巡目の基準10－１－１「法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。」から、「これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること」の部分について、施設の発展可能性への配慮については法科大学院の自主的な取組に委ね、評価においては現状を調査することとし、削除した。

特別委員会報告において重視されている点を踏まえて新たに解釈指針11－１－１－１に、

「「適切な評価項目」として、次の各号に掲げる内容を含む評価項目が設定されていることが必要である。

（1）教育課程の編成
（2）成績評価の状況
（3）入学者選抜の状況
（4）学生の在籍状況
（5）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況
（6）修了者の進路及び活動状況」

を設けた。

１巡目の基準９－２－３「自己点検及び評価の結果を当該大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること」について、基準の構成として２巡目基準11-１-１に含め、内容的には、解釈指針11－１－１－２において「自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するに当たっては、法科大学院の運営に関する会議及び各種委員会が連携協力して改善に取り組んでいることが必要である。」として明確化した。

以上からわかるように、基準、解釈指針に関わる重要な変更としては、基準３、４、すなわち、教育の内容、方法に関わるものが多い。

さらに、評価方法の変更として、「III評価の組織及び方法等」において、本評価、追評価の２種類を明示し、予備評価を定義するなどの整備を行っている。ただし、すでに述べた別の事情によって時期、内容を整理している。

「1　評価の種類

１－１

学校教育法第１０９条第３項に規定する認証評価を実施するに当たっては、次の２種類の評価をもって実施する。

（1）本評価

法科大学院の教育活動等の状況について、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価

（2）追評価

本評価において適格認定を受けられなかった法科大学院を対象として、本評価時に満たしていないとされた基準について満たしているか否かの判断を行い、先の本評価と併せて、評価基準に適合しているかどうかの判断を行う評価」

このような多様な検討の必要性から、基準要綱において新たに専門部会を規定し、これらの状況に対して専門部会を設置することを可能とした。その具体的な設置についても新たに定めている。

明示的に常設されることになる意見申立審査会について、その審査内容の性格からその独立性を明確にする規定を設けている。すなわち、「意見の申立てのうち、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議を行うに当たっては、評価委員会の下にその年度の評価に加わらない者からなる専門部会を置く。」（下線は筆者）

また、評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保に関する審議を経て、

「７－１

（１）機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、毎年度、重点基準について、別に定める法科大学院年次報告書（以下「年次報告書」という。）の様式に従い、その状況を機構に提出するものとする。

（２）機構認定法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価（他の認証評価機関による評価を含む。）を受けるまでの間、その対応状況について、別に定める法科大学院対応状況報告書（以下「対応状況報告書」という。）の様式に従い、機構に提出するものとする。

ただし、対応状況報告書等の調査の結果、機構が翌年度以降の対応状況報告書等の提出を要しないと認めた基準については、この限りでない。」

として、それまで、年次報告書と重要事項への対応としていたものを明確に区別するとともに、その扱いの一元化を図っている。すなわち、満たさない基準があるものの適格認定が与えられた法科大学院について、評価実施後の教育活動等の質の確保のため、新たな対応を設けるともに、「教育活動等に関する重要事項を記載した文書」（「年次報告書」）と教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合に届け出る文書（「評価実施後の変更届」）として整理している。

２巡目では、年次報告書等への対応を整備した。１巡目では、

「６－３

機構の評価を受けた法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合は、その内容について評価委員会において審議する。

審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨法科大学院を置く大学に通知し、当該大学の申請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、法科大学院としての適格認定の判断を行う。

また、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じる。」

と規定していたが、これを敷衍し、２巡目では、

「７－２

（１）機構は、年次報告書を調査した結果、教育課程又は教員組織について、重要な変更があると認めた法科大学院については、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、既に公表した評価の結果に変更内容を付記する。

（２）機構は、対応状況報告書等を調査した結果、評価において満たしていないとされた基準に

係る対応状況について、当該法科大学院を置く大学の意見を聴いた上で、既に公表した評価の結果にその対応状況を付記する。」

として、さらに、

「７－４　年次報告書及び対応状況報告書等を調査するため、評価委員会の下に専門部会を置く。」

として対応することを明確化した。

これらの変更の影響については、次章において検証している。

当機構の２巡目実施期間中に行われた基準等の変更

平成26年度の実施に向けては、平成25年４月に、専門職大学院設置基準の一部改正に伴い、解釈指針８－１－２－１を「基準８－１－２に規定する専任教員は、教育上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員のうち基準８－１－２の資格を有する者（大学院設置基準第８条第３項及び第９条第２項の規定の適用を受けるものを除く。）がこれを兼ねることができる。」と改定するとともに、解釈指針８－１－２－２「基準８－１－２に定める専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針８－１－２－１にかかわらず、同基準に定める教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準８－１－２に定める専任教員の数のすべてを算入することができる。」を削除している。

平成27年度は２巡目実施の最終年度であり、基準を改定することの実効性は限定的なものであったが、平成26年８月11日付け文部科学省高等教育局長通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」が発出されたことに基づき、基準３－３－１及び基準４－２－１並びにこれらの基準に係る解釈指針の一部について改定を行っている。この改定の内容は、法学未修者１年次及び２年次において法律基本科目の履修登録を合計８単位まで増加させることが可能とされたこと、また、大学がそれまでの実務経験等を把握・評価した上で適当と認めた場合には、当該実務経験に相当する展開・先端科目に代わり、４単位を目途として法律基本科目を履修することが可能とされたことに対応するものであり、その改定に伴う所要の修正を含めて３巡目実施のための基準要綱に継承されている。

２巡目における１巡目からの基準の構成に関する変更

以上の変更を整理すると以下のようにまとめることができる。

１巡目では10章54基準、２巡目では11章52基準。章立ての追加は、旧９章「管理運営等」にあった「自己点検・評価」「情報の公表」に１章を充てて11章とした。

- ２巡目における基準要綱の構成

第１章	教育の理念及び目標	１－１	教育の理念及び目標
第２章	教育内容	２－１	教育内容
第３章	教育方法	３－１	授業を行う学生数
		３－２	授業の方法
		３－３	履修科目登録単位数の上限
第４章	成績評価及び修了認定	４－１	成績評価
		４－２	修了認定及びその要件
		４－３	法学既修者の認定
第５章	教育内容等の改善措置	５－１	教育内容等の改善措置
第６章	入学者選抜等	６－１	入学者受入
		６－２	収容定員及び在籍者数等
第７章	学生の支援体制	７－１	学習支援
		７－２	生活支援等
		７－３	障害のある学生に対する支援
		７－４	職業支援（キャリア支援）
第８章	教員組織	８－１	教員の資格及び評価
		８－２	専任教員の配置及び構成
		８－３	教員の教育研究環境
第９章	管理運営等	９－１	管理運営の独自性
第10章	施設、設備及び図書館等	10－１	施設、設備及び図書館等
第11章	自己点検及び評価等	11－１	自己点検及び評価
		11－２	情報の公表

表２

- ２巡目の重点基準を含む章及び重点基準数

第２章	教育内容	９基準	（９基準中）
第３章	教育方法	１基準	（４基準中）
第４章	成績評価及び修了認定	２基準	（５基準中）
第６章	入学者選抜等	２基準	（８基準中）
第８章	教員組織	５基準	（11基準中）
第11章	自己点検及び評価等	１基準	（４基準中）
合　計		20基準	（全52基準中）

表３

４．平成23年度から平成27年度までに当機構が実施した法科大学院に対する認証評価の実施状況

重点基準の設定及び適格認定要件を変更した影響

すでに述べたように、重点基準を設け、その判断結果を踏まえて行うとしたことによって、１巡目には７校に対して「法科大学院評価基準に適合していない」という判断をしたところ、２巡目においてはその数は２校に減った。それぞれについて、適合していないとした理由については、評価報告書でそれぞれ次のように根拠を述べている。

Ａ大学：基準１－１－２、基準６－１－３及び基準11－１－１を満たしておらず、特に基準１－１－２及び基準11－１－１を満たしていない状況は、他の基準の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

Ｂ大学：基準１－１－２、基準２－１－１、基準３－２－１、基準６－２－２、基準６－２－３及び基準11－１－１を満たしておらず、特に基準１－１－２、基準２－１－１、基準６－２－３及び基準11－１－１を満たしていない状況は、他の基準の判断結果と総合的に考慮しても、教育の質に重大な欠陥があると認められるため。

評価結果の特徴

法科大学院認証評価においては、基準に照らして適格判定するだけでなく、その教育の状況の改善と向上とを目的として、状況の分析から指摘すべき事項と抽出することとしている。抽出された指摘事項については、抽出の考え方は、「評価実施手引書」（p. 12）において、以下のように示されている。その示し方から明らかなように、これらの考え方はあくまで「参考」する趣旨であり、基準として厳格に運用することを目的とはしていない。ただし、是正を要する点は、「基準を満たしていない」という判断と連動するものであるので、基準の判断の内容を具体的に示すものとなっている。１巡目では是正を要する点として指摘された事項がある場合には、その基準を満たさないものとされ、したがって、法科大学院が評価基準に適合しないという判断となり、追評価を受けることを必要としていた。２巡目においては、評価基準に適合するか否かについては総合的に判断することとなり、かつ是正を要する点として指摘された事項については、明示的に対応状況報告書を求めることとしている（この項目については後述する）。また、２巡目で「改善すべき点」としていた内容は、１巡目では「改善を要する点」として指摘されていた。

評価実施手引書（p. 12抜粋）

Ⅲ　章ごとの評価

２　自己評価書の分析

（２）指摘事項の抽出

②　指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にします。

優れた点	法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの
特色ある点	「優れた点」とまではいえないが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの
留意すべき点	「改善すべき点」とまではいえないが、注意を促す必要があると判断されるもの
改善すべき点	基準を満たしていないとまではいえないが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの
是正を要する点	基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの

これらの指摘を行うことは、法科大学院に対して改善、向上を促すことを目的とするものであるので、その指摘が実際に改善、向上をもたらしたと考えるかについて検証する。

１巡目で改善を要すると指摘された点の改善状況

１巡目で改善を要する点が指摘された事項が改善されたか否かを検証するためには、２巡目の評価実施を待つ必要があるので、２巡目における改善の状況として本報告書において分析する。

１巡目に本評価を受けた法科大学院は28校であり、機構の法科大学院認証評価は132件の改善を要する点を指摘している。これらの内訳を基準別にみると、以下のとおりである。ちなみに、第２章は教育内容、第３章は教育方法、第４章は成績評価及び修了認定に係る基準から構成されている。

第１章	0
第２章	32
第３章	20
第４章	63
第５章	1
第６章	2
第７章	0
第８章	7
第９章	5
第10章	2
合計	132

表１

これらの指摘のうち、どの程度が２巡目において改善されていたかを検討する。ただしその際には、以下の事情を考慮する必要がある。

１．１巡目で機構の認証評価を受けた大学が、２巡目でも機構の認証評価受けるとは限らない

２．１巡目から２巡目にかけて基準が変更されている

３．機構の認証評価は自己評価書を基礎として行われるので、１巡目で改善を要するとされた状況について２巡目の自己評価書に記述がない場合には、上記２．の点と相俟って改善されたかされていないかを確認できるとは限らない。

これらの事情のうち、１巡目で機構の認証評価を受けた大学が２巡目でも機構の認証評価受けなかった場合は２校あるとともに、当該大学に対する改善を要する点の指摘は10件であり、これらについては追跡することはしなかった[1]。

以上を考慮して、分析すべき122件の指摘のうち、追評価を含めた次の評価の段階で明確に評価結果報告の本文中に改善されたことの記載があった指摘は、53件である（うち15件は１巡目期間内の追評価において改善が確認されている）。また、この122件中53件は、次の評価において評価結果報告等では改善を要する点（２巡目以降は「改善すべき点」）として再び指摘を受けていないので、内容的には改善が実現していると考えることができる。

しかし、同じ内容が次の評価の評価結果報告で指摘されている改善を要する点は、16件存在している。これらの内訳は以下のとおりである。

- 基準２－１－２に係る指摘：５件
- 基準３－１－１に係る指摘：１件
- 基準３－２－１に係る指摘：１件
- 基準４－１－１に係る指摘：６件
- 基準４－２－１に係る指摘：１件
- 基準８－１－１に係る指摘：２件

122件の指摘について、106件が改善されているとするならば、認証評価における「改善を要する点」の指摘は、法科大学院の教育活動の質の向上に概して寄与していると言うことができる。

さらに、上記16件について詳細に検討する。

このうち、基準２－１－２に係る指摘は、各大学において法律実務基礎科目または展開・先端科目に区分されている特定の授業科目について、それが法律基本科目の内容にとどまることについて改善を必要とするという内容である。法律基本科目は、単に基本的な知識を内容とするだけでなく、それらの科目が司法試験で課される科目でもあることから、異なる区分で同内容を教授することにより、法科大学院の教育が司法試験受験のための準備であるかの印象を与えることが危惧され、法曹として必要な知識、能力を身につけさせるという法科大学院の趣旨から逸脱しないことを目的と

[1] 他機関が公表している評価結果を閲覧することはできるが、判断の基準の詳細については確認していないため、内容上の追跡は行っていない。平成20年度に認証評価した16校のうち２校を機構は２巡目では認証評価していない。うち１校は大学基準協会による認証評価の評価結果を確認できる。別の１校は、平成20年度の機構の認証評価においては適格認定を受けることができず、平成21年度に機構の追評価を受け適格認定を得るとともに、３件の改善を要する点が改善されていることが明記されているが、平成25年から学生募集を停止しており、また、その年度については法科大学院認証評価機関のいずれについても評価結果の存在を確認できない。

して、この指摘に至っていると考えられる。しかし、この指摘に対して改善が２巡目において見られないということは、大学の考え方としては一貫した位置づけがなされていることに変わりないということを示しているとも言える。

３章の二つの基準に係る指摘は、同一教室内で行われる授業の出席学生の数の過大に関するものと、集中講義の実施方法に関するものである。

基準４－１－１に係る指摘は、平常点やレポートへの配点があるにかかわらず全員が同一の点数で採点されている場合に関するものである。これは、法科大学院認証評価においては、問題、答案の直接の点検をすることが定められているゆえに明らかになったと思われる。しかし、この指摘に対しては、実際に改善された大学とそうではなくここで分析の対象とした大学との間の相違が存在することをむしろ重視すべきであると考えられる。

基準４－２－１に係る指摘については、地域連携協定によって開設している科目の卒業判定における単位認定の区分について、教育課程の一体性を損なわないようそれぞれの大学独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要があるとの内容であるが、協定を結ぶ複数の大学が関わることから、その状況が２巡目において継続したものと推察される。

基準８－１－１に係る指摘は、一部の教員が担当科目について教育研究業績や経験に照らして適合していないという内容である。この指摘が２巡目においても継続しているとしても、同一の科目、あるいは同一の教員に関わる状況が継続しているのか否かは確認していない。

以上を要するに、１巡目の改善を要するという指摘の内容が２巡目においても繰り返されている場合についても、それがやむを得ないものであることが理解できる。したがって、１巡目における改善を要する点の指摘は、是正を要する点の指摘のように適格認定に直結するものではないが、ほとんどの場合に大学はその改善に取り組み、２巡目においては少なくとも当該の大学に対して同様の指摘がなされることはなくなっていることが確認できる。以上の16件に関する詳細については以下の表を参照されたい。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
２－１－２	○　授業科目「司法制度論」について、教育内容が法律基本科目の教育内容と部分的に重複しているため、基礎法学・隣接科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	基礎法学・隣接科目は、授業科目「司法制度論」及び「法学の基礎」の教育内容が法学入門の内容にとどまっている。 （平成24年度受審時評価結果報告書２－１－３） 【改善すべき点】 ○　基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「司法制度論」及び「法学の基礎」について、実質的な教育内容が法学入門の内容にとどまっているため、教育内容を基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置する必要がある。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
２－１－２	○　授業科目「法情報調査」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律実務基礎科目にふさわしい教育内容に改める必要がある。	法律実務基礎科目は、授業科目「法情報調査」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの… （平成24年度受審時評価結果報告書　２－１－３） 【改善すべき点】 ○　法律実務基礎科目に配置されている授業科目「法情報調　　査」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
２－１－２	○　展開・先端科目に配置されている授業科目「最新刑事判例研究１」及び「民事裁判例研究」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。	展開・先端科目は、授業科目「統治機構の現代的課題」、「最新刑事判例研究」の教育内容が法律基本科目の内容にとどまっており… （平成25年度受審時評価結果報告書２－１－３） 【改善すべき点】 ○　授業科目「統治機構の現代的課題」及び「最新刑事判例　研究」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、教育内容を展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。
２－１－２	○　法律実務基礎科目に配置されている授業科目「起案等指導１」、「起案等指導２」、「起案等指導３」及び「起案等指導４」について、教育内容が法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。	法律実務基礎科目は、授業科目「起案等指導３」及び「起案等指導４」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの… （平成25年度受審時評価結果報告書２－１－３） 【改善すべき点】 ○　授業科目「起案等指導３」及び「起案等指導４」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。
２－１－２	○　展開・先端科目に配置されている授業科目「現代家族法」の実質的な教育内容が法律基本科目に当たるため、法律基本科目に配置されるよう区分整理をする必要がある。	展開・先端科目は、授業科目「現代家族法」、「金融法」及び「現代契約法」の教育内容の相当程度が法律基本科目の内容に当たり… （平成26年度受審時評価結果報告書２－１－３） 【改善すべき点】 ○　授業科目「現代家族法」、「金融法」及び「現代契約法」の教育内容の相当程度が法律基本科目の内容に当たるため、展開・先端科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置されるよう区分整

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
		理をする必要がある。
３－１－１	○　法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。	当該法科大学院においては、法律基本科目以外の科目における一部の授業科目については同時に授業を行う学生数が適切な規模とは言えないものの、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、おおむねこの観点に適合する規模に維持されている。 （平成25年度受審時評価結果報告書３－１－１） 【改善すべき点】 ○　法律基本科目以外の科目における一部の授業科目について、同時に授業を行う学生数を適切な規模に維持する必要がある。
３－２－１	○　集中講義については、開講授業科目数が多く、また、一部の授業科目において講義日程が過密となっており、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるように、なお一層配慮する必要がある。	集中講義については、開講科目数が多く、講義日程が過密となる場合があるものの、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるようおおむね配慮されている。 （平成25年度受審時評価結果報告書３－２－１） 【改善すべき点】 ○　集中講義について、開講科目数が多く、講義日程が過密となる場合があるため、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、集中講義の開講科目数を整理する必要がある。
４－１－１	○　成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で学生に周知されていないものがあるため、改善を図る必要がある。	成績評価における考慮要素については、平常点の在り方に関する認識が教員間で共有されておらず、一部の授業科目において成績評価における考慮要素の割合等が不明確であり、学生にあらかじめ周知されていないほか、１授業科目において出席のみをもって加点要素としているものの、期末試験、レポート、平常点（小テスト、出席・発言等）としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。 （平成24年度受審時評価結果報告書　４－１－１） 【改善すべき点】 ○　一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の割合等が不明確であり、学生にあらかじめ周知されていないため、考慮要素の割合等を明確にした上で、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
４－１－１	○　一部の授業科目において、不合格者に対する平常点が適切につけられていないものがあり、平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。	一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるものの… （平成25年度受審時評価結果報告書　４－１－１） 【改善すべき点】 ○　成績評価における考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がほぼ満点となっている授業科目や調整点の付与が適切に行われていない授業科目があるため、平常点及び調整点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価における考慮要素について、平常点が全員一律満点となっている授業科目が複数あり、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。	一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものや、成績評価の考慮要素の合計点が適切でないものがあるものの… （平成25年度受審時評価結果報告書４－１－１） 【改善すべき点】 ○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目の再試験において、本試験と同一又は類似の設問が出題されているため、再試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	１授業科目において、授業で課された課題、本試験、再試験及び追試験が実質的に同内容であるものの、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法についておおむね配慮され、再試験及び追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないようおおむね配慮されている。 （平成25年度受審時評価結果報告書４－１－１） 【改善すべき点】 ○　１授業科目において、授業で課された課題、本試験、再試験及び追試験が実質的に同内容であるため、試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
４－１－１	○　成績評価における考慮要素について、授業態度・平常点が全員満点となっている授業科目が複数あるため、授業態度・平常点の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。	一部の授業科目において、レポートを提出した学生全員のレポートの成績が一律満点となっているもの、１授業科目において、すべての回を出席した学生の授業態度・出席点の成績が一律満点となっているものがあるものの… （平成25年度受審時評価結果報告書４－１－１） 【改善すべき点】 ○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、レポートを提出した学生全員のレポートの成績が一律満点となっており、１授業科目において、すべての回を出席した学生の授業態度・出席点の成績が一律満点となっているため、レポートや授業態度・出席点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○ 成績評価について、相対評価を採用する際の各ランクの分布の在り方の方針を法科大学院として定め、学生に周知する必要がある。	当該法科大学院の成績評価においては、絶対評価とするか相対評価とするかが各担当教員の裁量に任されている一方で、相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針が定められていないものの… （平成25年度受審時評価結果報告書４－１－１） 【改善すべき点】 ○　相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針について、組織として検討を行うとともに、その方策を全教員及び学生に周知徹底する必要がある。
４－１－２	○　九州・沖縄４法科大学院連携協定及び福岡県内４法科大学院連携協定による単位認定について、教育課程の一体性を損なわないよう、本法科大学院独自の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定する必要がある。	当該法科大学院における修了要件は、３年以上在籍し、93単位以上を修得することとされている。この場合において、福岡県内４法科大学院連携協定に係る授業科目の単位認定に際し、１授業科目について、科目区分の通常の趣旨に照らした区分とは異なる区分で単位を認定しているものの･･･ （平成25年度受審時評価結果報告書４－２－１） 【改善すべき点】 ○　福岡県内４法科大学院連携協定による単位認定について、当該法科大学院の教育課程の一体性を損なわないよう、当該授業科目が開講されている法科大学院の科目区分ではなく、科目区分の通常の趣旨に照らした区分において単位を認定するよう改善する必要がある。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容	２巡目における根拠理由の内容と「改善すべき点」の内容
８－１－１	○　担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった２授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。	当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの… （平成25年度受審時評価結果報告書８－１－１） 【改善すべき点】 ○　一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が　認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。
８－１－１	○　担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった１授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。	当該法科大学院においては、一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるものの、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。 （平成26年度受審時評価結果報告書８－１－１） 【改善すべき点】 ○　一部の授業科目について、教育研究業績等との適合性が認められない教員がいるため、適切な教員を配置する必要がある。

表２

２巡目における指摘事項の特徴

改善すべき点

１巡目で指摘された改善を要する点は、２章（教育内容）、３章（教育方法）、４章（成績評価及び修了判定）に集中していた。この傾向は、以下の表が示すように、２巡目においても大きな変化はなく、３章に係る指摘は減少している点が若干注目すべき点であるといえる。また、２巡目の11章は、旧９章「管理運営等」にあった「自己点検・評価」「情報の公表」に１章を充てたものであるにもかかわらず、１巡目では５件の指摘であったものが２巡目では11件の指摘となっていることが目を引く。

	改善すべき点	１巡目改善を要する点
１章	2	0
２章	43	32
３章	8	20
４章	83	63
５章	0	1
６章	2	2
７章	0	0
８章	7	7

９章	1	(5)
10章	1	2
11章	11	―

表３

大学が法律実務基礎科目として、あるいは、展開・先端科目として区分している科目の内容について評価部会が精査したところ、法律基本科目の内容を含むことが明らかになったことから、２章に係る指摘のうちほとんどがその点について改善すべきであると指摘するものである[2]。この点は１巡目から大きな変化はない。特に注目すべきである点は、選択科目、選択必修科目とされている科目の中に必修とすることが適当な科目があるなど、学生の科目選択によって学習の内容が偏ることになることを危惧する指摘が登場したことである。また、基準２－１－９に関して、「一部の授業科目において、所定の授業時間と異なる授業時間で授業が実施されていることについて、過不足が生じる事態が常態化しないよう組織として改善する必要がある。」「１授業科目において、所定の授業時間を超えて補講が実施されていることについて、組織として改善する必要がある。」（２件）との指摘が登場したことも２巡目における法科大学院の課題を象徴するものである。

３章に係る指摘は多様であり、具体的には、「集中講義については、一部の授業科目において、授業終了後、試験までの時間が確保されていないため、十分な時間の確保について配慮する必要がある。」、「１授業科目において、学生に授業計画や成績評価方法等が事前に周知されていなかったことから、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。」、「集中講義について、開講科目数が多く、講義日程が過密となる場合があるため、授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が十分に確保されるよう、集中講義の開講科目数を整理する必要がある。」、「１授業科目において、学生に成績評価方法が必ずしも明確に周知されていないことから、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。」、「展開・先端科目として配置されている１授業科目において、シラバスには展開・先端科目の授業内容が記載されながら、実際に開講された授業内容は法律基本科目の内容にとどまり、シラバスに記載された授業内容と実際に開講された授業内容の科目区分が一致していないことから、シラバスに記載された内容に沿った授業を行うよう改善する必要がある。」、「学生が修了時までに確実に修得すべき知識・能力を涵養する内容が授業で取り上げられていない一部の授業科目において、当該内容を学生の修了時までに修得させるため、自学自習の指示を適切に行うなどの措置を講じる必要がある。」、「３年次については、単位化されていない正課外の授業が実施されており、必ず履修することとされているため、履修登録可能な単位数の上限を実質的に超えるものとならないよう、当該授業の在り方について見直すべきである。」というものである。

４章に係る指摘は以下の表のとおりであるが、５年ごとの本評価においてのみ実施する問題、答案、成績分布の点検をきっかけとする具体的な指摘が多い。一般的傾向としては、成績基準が組織として策定され、授業担当教員によって十分に共有されているかについて疑問のある状況が多くの大学で観察される。

基準	２巡目における「改善すべき点」の内容
４－１－１	○　１授業科目における成績評価において、授業方法が講義形式が中心であるにもかかわらず、複数の学生が、期末試験の点数が著しく低いものの平常点の点数が高いことをもって合格判定がなされてお

[2] この内容は、１巡目では基準２－１－２であったが、２巡目では基準２－１－３となっている。

基準	２巡目における「改善すべき点」の内容
	り、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目における成績評価の考慮要素について、平常点において授業での発言状況が採点に反映されず、出席点がそのまま平常点とされており、平常点のあり方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、レポートや平常点の成績が一律満点となっている授業科目があり、レポートや平常点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、出席のみをもって加点要素としていることから、出席に関する取扱いについて、さらなる検討・改善を図るとともに、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価における考慮要素について、１授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、成績評価における考慮要素の割合等が不明確であり、学生にあらかじめ周知されていないため、考慮要素の割合等を明確にした上で、学生にあらかじめ周知されるよう改善する必要がある。
４－１－１	○　成績評価基準について、教員への周知が十分でなく、絶対評価について授業科目に対し求められる最小限度の到達度にどのような評点を与えるかなど、評価の尺度が共有されておらず、教員間において評価の尺度にばらつきがあることや、個々の授業科目ごとの絶対評価の基準を学生に対して事前に周知するなどの措置が、組織全体として講じられていないため、組織全体としてさらなる検討・改善を図る必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、出席のみをもって加点要素としていることから、出席に関する取扱いについてさらなる検討・改善を図るとともに、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　非常勤講師が担当している一部の授業科目において、評価の尺度の共有が十分ではなく、成績評価基準が遵守をされていないため、さらなる検討・改善の必要があるとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において適正な採点が行われていないほか、一部の授業科目において評価基準が不明瞭であり、厳格な成績評価を行ったとは思われないような授業科目が見受けられるため、厳格な成績評価が行われるよう、さらなる検討・改善を図る必要がある。
４－１－１	○　教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　１授業科目における追試験において期末試験と類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　原級留置となった場合、当該年次に配当される法律基本科目はすべて次年度に再履修しなければな

基準	２巡目における「改善すべき点」の内容
	らないこととしているところ、再履修前の成績評価と再履修後の成績評価を比較し、より良好な方を当該学生の成績としていることについて、より適正な成績評価が可能となるよう制度を改善する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、成績評価の基準に定める割合を大きく超えて成績評価に偏りが見られるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、答案の配点割合が不明瞭なものがあるため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策を全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているものがあるため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、成績評価の考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われていなかったものがあるため、学生に周知されている考慮要素どおりの成績評価が行われるよう、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点がもっぱら出席を基準に評価されているように見えるものがあり、平常点の評価方法について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目における追試験において、期末試験と一部類似性の強い設問が出題されていることから、追試験の出題の在り方について改善を図るとともに、その方策について全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、成績評価の結果を学生に通知する際に、必要な関連情報として告知される採点の基準が抽象的な内容となっているため、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、平常点やレポートの点数が一律満点となっているため、平常点やレポートの成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、一部の授業科目において、レポートを提出した学生全員のレポートの成績が一律満点となっており、１授業科目において、すべての回を出席した学生の授業態度・出席点の成績が一律満点となっているため、レポートや授業態度・出席点の成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図るとともに、その方策について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、期末試験の採点基準が不明確であり、客観的な基準や資料に基づいた成績評価が行われていないため、厳正な成績評価が行われるよう改善を図る必要がある。

基準	２巡目における「改善すべき点」の内容
４－１－１	○　筆記試験の実施について、授業で配付した教材等の持込みを可としている１授業科目において、容易に得点可能な試験内容となっているため、受験者の学修の成果を適切に反映できるような試験となるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　相対評価における各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針について、組織として検討を行うとともに、その方策を全教員及び学生に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　成績評価の考慮要素について、出席回数と単位修得要件との関係が「法曹養成専攻教務関連事項申合せ事項等」により統一されているにもかかわらず、シラバスにおいて不統一になっているため、学生に統一的な考慮要素が周知されるよう、さらなる検討、改善を図る必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、教員の裁量により当該法科大学院で定められた成績評価基準とは異なる成績のランク分けが行われており、成績評価を行う際には、あらかじめ定められた成績評価基準にしたがって客観的かつ厳正なものとして成績のランク分けを行うよう、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けが行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針とは異なる分布で成績のランク分けを行う場合には、あらかじめ一般的な方針が設定されている趣旨を踏まえ、成績のランク分けが客観的かつ厳正なものとなるよう、組織的に対応する必要がある。
４－１－１	○　再試験を実施する場合の成績評価における考慮要素の方針があらかじめ学生に明確に周知されていないため、あらかじめ学生に周知するとともに、各授業科目の再試験の考慮要素について、授業開講時に学生に周知することを全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、平常点の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているため、平常点の成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、学生の授業中の質疑応答の成績が一律満点又はほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、成績評価における考慮要素の合計点が当該法科大学院で定められた基準の満点である100点を超えているため、成績評価における考慮要素の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
４－１－１	○　一部の授業科目において、素点と成績評価の点数とで異なる取扱いがされているものがあるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
４－１－１	○　１授業科目の期末レポートにおいて、一定程度の回答がされたことをもって満点を与えている小問があるため、厳正な成績評価が行われることを確保する措置を講じる必要がある。
４－１－１	○　１授業科目において、「可」以上の評価となった学生の平常点の成績が一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。

基準	２巡目における「改善すべき点」の内容
４－１－１	○　１授業科目において、複数年度にわたり、ほぼ同一内容の問題が期末試験として出題されており、かつ、期末試験の問題が法科大学院にふさわしい水準・内容となっていないため、改善を図る必要がある。
４－１－２	○　２年コースと３年コースの進級要件において、必修授業科目の修得単位数に差が設けられており、進級時における学生の学力と各学年における達成度に照らし、適切な内容であるか検証する必要がある。
４－３－１	○　法学既修者認定試験問題が、法学部期末試験問題と関連・重複していないか確認するための体制がないため、組織としての体制を検討する必要がある。
４－３－１	○　法学既修者認定において、法学既修者認定試験科目に含まれていない基礎法学・隣接科目の２つの授業科目（各２単位で合計４単位）についても履修免除しており、合格者はこれらの知識を当然に有しているという解釈で履修免除を行うことは適切ではないため、法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。
４－３－１	○　法学既修者認定試験問題について、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題の公平を保つ措置として、当該大学学部の期末試験問題との関連・重複を確認するなどの体制がとられていないため、組織としての体制を検討する必要がある。
４－３－１	○　法学既修者認定試験問題について、当該法科大学院を置く大学出身の受験者と他の受験者との間で、出題の公平を保つ措置を講じる必要がある。

表４

11章の基準は、１巡目の９章の基準からとりわけ質保証に係ると言ってもよい内容（自己点検・評価及び教育情報の公表）を取り出して一章としたものであり、かつ、２巡目の実施中に変更が加えられた内容を含んでいる。これらの点に関しては、１巡目でも評価対象となっており特段の指摘は少なかったことから、十分な状態に至っていることが想定されていたにもかかわらず、数校において以下のような具体的な指摘がなされるに至った原因については必ずしも明らかではない。指摘の内容については、以下の表において最初の２件は、司法試験の合格率に関する分析が自己点検・評価項目として、基準、解釈指針で明確化されたことから新たな指摘事項となったものである。これらの指摘は１章の基準と関連づけられ、適格認定に一定程度の影響を与えることになっている。また、末尾の３件は、成績評価の客観性、厳格性を担保するための検証可能性の必要条件として答案の一定期間保管を求めていたところ、本評価において提示できなかったことから指摘したものである。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容
11－１－１	司法試験の合格率が低い水準にとどまっており、改善措置がいまだ十分な成果を上げていないため、十分な点検及び評価とその結果を踏まえた、教育活動等の実効的な改善措置が講じられる必要がある。
11－１－１	司法試験の合格率が、平成25年度及び平成26年度において全国平均の２分の１を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。

基準	１巡目における「改善を要する点」の内容
11－１－１	自己点検及び評価を実施する際には、自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。
11－１－２	自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うに当たり、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者の中に、法律実務に従事する者であって、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有するものを含めて検証を行う必要がある。
11－２－１	自己点検及び評価について、適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整備し、それに基づいて実施された自己点検及び評価の結果を公表する必要がある。
11－２－１	修了者の進路及び活動状況について、司法試験合格者数以外の情報が公表されていないため、法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
11－２－１	教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼担・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
11－２－１	教員組織について、一部の教員の情報が公表されていないため、兼担・兼任教員を含めた教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料の把握に努め、当該情報を公表する必要がある。
11－２－２	試験答案の保管に不備があるため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する体制を確保する必要がある。
11－２－２	試験答案の保管が一元的になされておらず、教員個人が各々の方法で保管するなど組織的な保管体制ができていないため、適切な方法で保管する必要がある。
11－２－２	１授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

表５

２巡目における改善を要する点の指摘について特徴的な現象は、１章の基準に係る指摘事項が存在することである。具体的には、

・法曹養成という法科大学院の目的に照らし、司法試験の合格状況は低い水準にあるため、教育の理念及び目標の達成や地域からの期待を踏まえた、抜本的な司法試験の合格状況の改善措置を講ずる必要がある。

・司法試験の合格率が、平成25年度及び平成26年度において全国平均の２分の１を下回っており、司法試験の合格率を向上させるための抜本的な改善措置を講じる必要がある。

という二つの指摘である。前者の指摘を受けた大学は、平成26年度に提出された年次報告書において平成27年度からの学生募集の停止を報告している。また、後者の指摘を受けた大学は、この指摘及びその他の基準に関する判断を総合して適格認定を与えられていない。

２巡目においては、認証評価の過程において「『改善すべき点』とまではいえないが、注意を促す必要があると判断される」事項を「留意すべき点」として指摘している。章ごとの指摘の件数については以下のとおりである。

	留意すべき点
１章	４（欄外※参照）
２章	10
３章	2
４章	8
５章	0
６章	0
７章	7
８章	0
９章	0
10章	0
11章	6

表６　※ただし、２大学について各２件、計４件

具体的な内容のうち顕著なものは、以下のとおりである。

- １章については、欄外注記したように同一大学に対しての指摘になっており、また、それらの大学は後年度に募集を停止している。また、この内容については、上述の改善すべき点及び後述の年次報告書における１章の基準の扱いを参照されたい。
- ２章については、個別の科目についての指摘が半分を占めているが、そのなかで基準２－１－６において、単位を認定する必要はないとされている「法情報調査」の実施方法について留意を求める指摘が３件あることは特徴的である。
- ３章の基準に係る２件は、シラバスと単位認定のない聴講の扱いに関するものである。
- ４章については平常点の扱い、個別の科目に関する指摘であり、組織としての問題を指摘する趣旨とはならないものである。
- ５章、６章、８章、９章、10章については留意すべき点の指摘はない。この点は、傾向としては「改善すべき点」の指摘の状況と整合的であるといえる。
- 11章の基準に係る６件の指摘は、１件について合格率が低いことに関するものである以外は、自己点検・評価の外部検証を促すものと一層の情報公表を促すものである。

優れた点、特色ある点の指摘

法科大学院認証評価の目的の一つとして適格判定に加えて、「その個性的で多様な発展に資すること」を掲げるところから、優れた点、特色ある点を指摘することとしている。２巡目における「優れた点」「特色ある点」の件数は以下のとおりである。１巡目と比較するならば、２章及び７章において指摘が増え、８章及び10章においてはほぼ同じ程度の指摘が維持されている。11章は、自己点検・評価及び教育情報の公開に関する基準からなるものであり、これらについても指摘が増加していることが理解される。しかし、これらの指摘の対象大学への影響は、評価の過程から理解することはできないので、以下においてはそれぞれの指摘事項をある程度具体化して分類するにとどめる。

	優れた点	特色ある点	優れた点（１巡目）
１章	0	0	0
２章	5	27	10
３章	0	2	3
４章	0	2	0
５章	2	6	4
６章	0	10	0
７章	27	11	18
８章	34	0	67
９章	0	0	―
10章	37	18	70
11章	1	2	―

表７

２章の基準に関する指摘は、法曹となるための教育内容が充実していることに関するものであり、以下のような取組が優れたものとして指摘されている。

- コンタクト・ティーチャー制度及びオフィスアワーの活用により、学生に対するきめ細かい指導が行われている。
- 文部科学省「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「仲裁・ＡＤＲ・交渉の研究と実践」及び「専門職大学院等教育推進プログラム」に選定されたプロジェクト「仲裁･ＡＤＲ･交渉の実践と予防法務」による授業科目「国際仲裁・ＡＤＲ」が当該プロジェクト終了後も開設され、養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 当該法科大学院の教育の理念・目的に照らして、招聘教員等が行う英語による授業科目が開設され、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 文部科学省「平成16年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」に選定されたプロジェクト「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」の成果により開設された授業科目「海外インターンシップ」、「外国法実地研修Ａ」及び「外国法実地研修Ｂ」が当該プロジェクト終了後も開設され、授業科目「海外インターンシップ」では、海外法律事務所でのインターンシップが行われ、授業科目「外国法実地研修Ａ」及び「外国法実地研修Ｂ」では、海外の法律関係専門機関への訪問や、法廷の訴訟手続傍聴等が行われ、当該法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施されている。
- 授業科目「エクスターンシップ」において、中間報告会及び最終報告会を通して履修学生全体で知識及び経験の共有が行われている。

５章に関する優れた点の指摘は、以下の２件である。

- 法曹養成専攻長及び教務主任が定期的に学生のクラス代表と会合を持ち、授業に関する問題点や要望を調査・改善している。
- 授業評価アンケートにおいて、各教員がリフレクションペーパーを作成し、これらは自習室に掲示され、また学生からの要望に対し、各教員が方策等を検討し改善に　努めている。

７章に関する優れた点の指摘は27件あるが、学生支援に係るものであり、ほとんどすべての大学について以下のような指摘が行われている。

基準	２巡目における優れた点の指摘
７－１－１	入学前の学習支援体制が充実しており、特に法学未修者に対する配慮がみられることは優れている。
７－１－１	学習支援の体制として教育補助講師（チュータ）を活用し、自主ゼミや学生からの個別相談への対応が積極的に行われていることは優れている。
７－１－１	小規模校の特性を生かし、日頃から教員と学生との距離が近く、オフィスアワーの時間外も学生からの相談に対応する体制が取られている。また、学習支援のために、学生には在学中１人１台のノートパソコンが貸与されており、「パブリック・フォルダ」やメールを活用して教員との十分なコミュニケーションが図られており、優れている。
７－１－１	１年次の法学未修者に対し、学習支援スタッフである当該法科大学院を修了した助教や教育補助スタッフによって、法律基本科目の授業で学習した知識の定着を図るために小テストの問題作成・実施、採点及び質問の受付・解説等を各授業科目の教員の協力の下に実施する学習支援が行われている。
７－１－１	法学未修者を対象に、授業開始前に開講前補習を実施し、法学における基本的な考え方を学修させるとともに、法科大学院における双方向・多方向授業を経験させることを目的として、学習の仕方のほか、憲法・民法・刑法の法律基本科目について基礎的な内容の授業を行っている。
７－２－１	成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料免除制度が整備されている。
７－２－１	学術奨励及び経済的支援を目的とした当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－２－１	学術奨励及び経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－２－１	地域に密着し地域に貢献する法曹人の養成を目的とする奨学金や、成績優秀者を対象とする奨学金等、当該法科大学院独自の奨学金制度が複数整備されている。
７－２－１	成績優秀者に対する当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－２－１	当該法科大学院の学生に対する学生心理相談室が設置されており、心理療法士が配置されている。
７－２－１	学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－２－１	「学生相談室」が晴海キャンパスに設置されており、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが配置されている。
７－２－１	成績優秀者に対する当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。
７－２－１	学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の授業料減免制度が整備されている。
７－２－１	学術奨励や経済的支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－２－１	成績優秀者に対する当該法科大学院独自の特待生制度（授業料全額免除又は半額免除）が整備されている。
７－２－１	学術奨励を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
７－３－１	当該法科大学院が利用する全施設がバリアフリーとなっており、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備が整備されている。
７－３－１	聴覚に障がいをもっている学生を受け入れており、当該学生に対し、「学生センター」と「法科大学院事務室」と連携して、ノートテイクの学生ボランティアを募集・配置し、また、当該法科大学院の各クラスで同一授業を履修している学生が順番に講義ノートのコピーを提供するなど、学習上の十分な支援が実施されている。
７－３－１	当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

基準	２巡目における優れた点の指摘
７－３－１	「東京大学バリアフリー支援室」に常駐する専門スタッフが、障がいの程度・内容に応じて必要な配慮・実施内容を本人と相談、決定することによって、質の高い支援が行われており、視覚障がいのある学生に対し定期試験において拡大問題を配付し拡大鏡の持込みを許可するなどの対応を行ったほか、聴覚障がいのある学生に対し大学が費用を負担した上で他の学生による授業の文字起こしを行うなど、学習上の支援体制が整備されている。
７－３－１	身体に障がいのある学生を受け入れ、当該学生の修学に必要な施設の改修、当該学生専用の自習室の設置、期末試験の特別措置等、学習上の十分な支援が実施されている。
７－３－１	車いすを使用する学生へは教室移動への配慮を行い、肢体の不自由な学生へは期末試験の時間の延長やパソコンによる期末試験の受験を認めるなどの対応を行っているほか、「障害学生支援ルーム」が設置され、修学上の悩みや相談へ対応するとともに、学生サポーターによる修学上の支援が行われており、当該法科大学院に肢体の不自由な学生を受け入れて支援を実施している。
７－３－１	当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。
７－３－１	当該法科大学院は、身体に障がいのある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。
７－３－１	当該法科大学院は、身体に障害のある学生に対する修学のための措置として、全館バリアフリーになっている。

表８

８章の基準においては、基準８－２－１、８－２－４、８－３－１、８－３－２についてそれぞれ６件、９件、７件、12件指摘されている。基準８－２－１に係る指摘は教員の量的充実に関わるもの、基準８－２－４に係る指摘は実務家教員の経験年数の充実に関わるもの、基準８－３－１に係る指摘は専任教員の授業負担に余裕があることに関わるもの、基準８－３－２に係る指摘はサバティカル制度の導入と実施に関わるものである。

10章の基準に係る指摘は、すべて基準10－１－１に関するものとなっており、図書館、情報環境、自習室の充実を優れているものとした。

11章の基準に係る指摘は、すべて基準11－２－１に係るものであり、「専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報が、ウェブサイトの「教員一覧」を通じて公表されている」点が指摘されている。

年次報告書の作成要領について

１巡目の実施においては、「教育活動等に関する重要事項を記載した文書」（「年次報告書」）と教育課程又は教員組織に重要な変更を行った場合に届け出る文書（「評価実施後の変更届」）の２種類の文書によって、教育課程又は教員組織の重要な変更を把握していたところ、２巡目の実施においては、この２つの文書を一本化して、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学は、次の評価を受けるまでの間、毎年度、重点基準について法科大学院年次報告書を作成し、その状況を機構

に提出するものとした。この年次報告書は、評価委員会の下に設けられた年次報告書等専門部会において検討され、実施に重要な変更があると認めた法科大学院については、各法科大学院の意見を聞いた上で公表されている評価結果に対して変更した内容を付記することとしている（３．１．参照）。また、年次報告書を調査した結果、重点基準を満たさないおそれがあると判断した場合は、その旨を当該法科大学院を置く大学に通知している。これらの変更は、１巡目から２巡目にかけての大きな変更であった重点基準の導入によって可能となったものである。

年次報告書及び対応状況報告書の作成と提出に関しては、「法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書 作成要領」によることとされ、同要領に含まれる「法科大学院年次報告書（記入例）」によってその記載内容の詳細が示されている[3]。

また、平成26年度実施からは、５．教育課程及び教育方法の（３）入学者選抜の実施状況の表について、それまで、「過去３年度について記載」であったところ、「過去５年度について記載」とし、さらに、新たに「入学者数」及び「入学定員超過率」の記載を求めることとしている。また、６.修了者の進路及び活動状況の（３）司法試験合格率について、新たに「過去５年度の「司法試験出願者数」、「司法試験受験者数」、「司法試験合格者数」及び「司法試験合格率」」の記載を求めることとしている。さらに同年度末には、「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、以下の変更を行なっている（平成27年度から適用）。

---

[3] 同作成要領が示す記入例はおおよそ以下の内容（平成27年度を基準）からなっている。

１．法科大学院の概要
⑴ 設置者、⑵ 教育上の基本組織（大学・研究科・専攻名、開設年度）、⑶ 所在地
⑷ 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像
２．教員組織
⑴ 教員数（専任教員、兼担・兼任教員、教授、准教授・講師・助教）
⑵ 科目別の専任教員数
３．教育課程及び教育方法
⑴ 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数
⑵ 開設する法律実務基礎科目
⑶ 授業時間等の設定
⑷ 履修登録単位数の上限
４．成績評価及び課程の修了
⑴ 成績評価の基準
⑵ 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等
⑶ 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法
⑷ 期末試験（本試験）・再試験・追試験　①制度の有無及び受験資格、②実施方法における配慮等
⑸ 修了要件
⑹ 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数
⑺ 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験 を有する者の取扱いの取扱い
５．入学者選抜
⑴ アドミッション・ポリシー
⑵ 入学者選抜方法
⑶ 入学者選抜の実施状況
⑷ 適性試験の運用方法
①合格者における適性試験の平均点及び最低点、②入学者選抜における適性試験の取り扱い方針
⑸ 入学者選抜の改善
６．修了者の進路及び活動状況
⑴ 法学未修者
⑵ 法学既修者
⑶ 司法試験合格率
７．自己点検及び評価
⑴ 自己点検及び評価の体制
⑵ 自己点検及び評価に基づく改善

１．年次報告書の調査に関する付記事項の対象範囲を法科大学院の教育活動全般とするとともに、状況の変化をも対象とするよう改める。
２．年次報告書の調査に当たって適用される評価基準は、調査実施年度のものであることを明記する。（すでに、運用上は２巡目当初から当該年度の基準を適用していた。）
３．専属専任教員と専属以外の専任教員に分けて専任教員数を記入する様式に改める。
４．期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入するよう、注意書きを改める。
５．修了要件単位数に占める法律基本科目以外の科目の単位数の比率の記入は不要となったため、様式を改める。
６．法学既修者の認定に関する項目を新たに設ける。
７．司法試験合格率に関する項目を新たに設ける。

この変更は、項目１、項目２に示されるように年次報告書が法科大学院の教育活動を逐次的に把握するための機能を強化したものであると考えられる。しかし、この変更の結果、以下に要約する年次報告書等の付記事項等に関するこの年度を跨いだまとめの解釈は慎重に行う必要があり、さらに３巡目の実施に継続するものであるので、２巡目終了時の段階で結論を求めるべきではない。

付記事項の記載について

年次報告書等専門部会での検討に基づいた、認証評価委員会による付記の有無は、以下のとおりである。２巡目実施の１年目である平成23年度に認証評価を受けた大学から年次報告書を提出するので、初年度は平成24年度となる。千葉大学については、２巡目の実施期間内に２回認証評価を受けている。

対象大学院（大学名のみ）	24年度	25年度	26年度	27年度
千葉大学	なし	なし	なし	本評価実施
北海道大学	本評価実施	なし	あり	あり
一橋大学	本評価実施	なし	なし	なし
新潟大学	本評価実施	あり	あり	なし
金沢大学	本評価実施	なし	あり	あり
香川大学	本評価実施	なし	あり	なし
熊本大学	本評価実施	あり	あり	あり
上智大学	本評価実施	なし	あり	あり
専修大学	本評価実施	なし	なし	あり
愛知大学	本評価実施	あり	あり	あり
東北大学		本評価実施	なし	あり
東京大学		本評価実施	あり	あり
横浜国立大学		本評価実施	あり	なし

対象大学院 （大学名のみ）	24年度	25年度	26年度	27年度
名古屋大学		本評価実施	なし	あり
京都大学		本評価実施	なし	あり
大阪大学		本評価実施	なし	なし
神戸大学		本評価実施	あり	あり
広島大学		本評価実施	あり	あり
九州大学		本評価実施	あり	あり
首都大学		本評価実施	なし	あり
大阪市立大学		本評価実施	なし	あり
学習院大学		本評価実施	あり	あり
同志社大学		本評価実施	あり	あり
近畿大学		本評価実施	あり	あり
筑波大学			本評価実施	なし
信州大学			本評価実施	なし
静岡大学			本評価実施	あり

表９

これらの付記事項の内容を検討してみると、重点基準は20前後あるが、その内容は大きく以下の７種類のものに限られている。

（１） 単位上限に関する上限を変更していること（年次報告書の項番３．（４）に係る内容。重点基準３－３－１に関連）
（２） 修了要件単位を変更していること（同じく４．（５）。重点基準４－２－１に関連）
（３） 法律基本科目担当の専任教員数の不足（同じく２．（２）。重点基準８－２－２に関連）
（４） 入学定員の変更（同じく５．（２）。重点基準６－２－３に関連）
（５） 特別選抜の導入（同じく５．（５）。６－１－５に関連）
（６） 入学者数の不足（同じく５．（３）。重点基準６－２－３に関連）
（７） 入学者募集の停止（同じく５．（３）。重点基準６－２－３に関連）

これら（１）～（７）について付記された大学の校数を年度別に整理すると以下の表のとおりである。ただし、前年度の付記事項に対する対応の有無等を検討する必要があることから、全体的な動向を含めて理解するために、３巡目に入った最初の２年度（平成28、29年度）を含めて分析してある。また、平成24年度に年次報告書を提出した千葉大学について付記事項はなかった（表９参照）。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
（１）	１校	０校	８校	４校	２校
（２）	１校	９校	11校	５校	５校
（３）	０校	１校	１校	３校	０校

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
（4）	１校	10校	５校	１校	１校
（5）	０校	１校	１校	２校	０校
（6）	０校	０校	０校	３校	１校
（7）	０校	２校	２校	０校	０校

表10

（1）、（2）の付記事項が平成26年度以降増加しているのは、特に法学未修者に関連する評価基準、解釈指針が平成26年度に大幅に変更されることを考慮して、大学がそれぞれの事項に変更を加えた結果によるものであると考えられる。

（3）における法律基本科目担当の教員が欠けている点については、年次報告書によって原則として翌年度には解消していることが確認されている。ただし、専属専任教員の概念が平成27年度に導入され、専属専任教員と専属以外の専任教員に分けて専任教員数を記入する様式に変更があったことが影響して、同一大学の同一科目において付記が続いたことが確認できる。

（4）の入学定員の変更に関する付記が平成26年度に急増している理由は、中央教育審議会法科大学院特別委員会が入学定員の削減などを各法科大学院に求めたことにあると考えられる。

特に、３巡目に入ってからの平成28年度の年次報告書の調査においては、「５年の調査期間中に実施される各年度の司法試験について、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験した者に対する司法試験に合格した者の割合が全国平均の割合の２分の１に満たない年度が、調査を実施する年度を含めて３回以上ある。また、５年の調査期間中に実施される司法試験について、調査を実施する年度の前年度の末までの５年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の２分の１に満たない。」、又は「５年の調査期間中に実施される司法試験について、調査を実施する年度の前年度の末までの５年間に当該法科大学院を修了した者に対する、当該法科大学院の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合が、全国平均の割合の２分の１に満たない。」と付記、公表された大学が４校あり、そのうち２校については平成29年度の年次報告書の調査では文部科学省へ廃止報告済となっている。（廃止報告済みとなっている２校とは別の２校のうち、１校は他機関において３巡目の認証評価を受けるとされ、１校は平成29年度の年次報告書の調査においても合格率に関して付記されている。）上述したように、２巡目においては、毎年度基準の改定が行われているが、年次報告書等専門部会において準拠する基準及び解釈指針は、年次報告書提出の起点となる本評価の実施年度のものではなく、年次報告書の調査において有効なものとしている。このため、本評価において満たしている基準を年次報告書の提出年度においては満たしていないということも原理的には可能な仕組みとなっている。したがって、すでに示唆したように、２巡目における年次報告書の調査の導入が、それだけで法科大学院における教育活動の全般的状況を把握し、その改善、向上に直接的に役立ったかをこれらの評価から判断することは困難である。

是正を要する点に対する対応状況

機構が基準に適合していると認定する法科大学院を置く大学であって、評価において満たしていないとされた基準があるものは、次の評価を受けるまでの間、その対応状況についての報告を、対応状況報告書として機構に提出するものとした。上記の年次報告書等専門部会は、提出された対応状況報告書を調査し、評価において満たしていないとされた基準に係る対応状況について付記している。

平成24年度に、基準４－１－１について、「成績評価における考慮要素について、一部の授業科目で正課外に行われた授業の成績を考慮要素の一つとしているものがあり、是正する必要がある。」及び「成績の各ランクの分布の在り方に関する方針について、学生にあらかじめ明確に示す必要がある。」点について是正の必要であるとの指摘を受けた大学においては、平成25年度提出の対応状況報告書では「是正を確認できない。」となっていたが、平成26年度には是正が確認されている。また、平成25年度に提出された対応状況報告書の調査結果として「教員の授業負担が適正な範囲内にとどめられている。」とされている大学については、平成24年度の認証評価において基準８－３－１について「年間30単位を超える授業を担当する専任教員が４人おり、過重な負担となっているため、負担の一層の軽減を図る必要がある。」という是正の必要を指摘受けたことに対する対応である。

平成25年度の認証評価において、基準６－２－２及び基準６－２－３について「入学者数が減少傾向にあり、入学定員と入学者数が大幅に乖離している状況を是正するよう、入学者選抜について実効的な改善措置を速やかに講じる必要がある。」と是正の必要を指摘された大学においては、平成26年度以降平成29年度に至るまで対応状況報告書を調査した結果として是正が確認されないとされている。また、この項目は上述の年次報告書の対象とする事項であるが、年次報告書の付記事項と対応状況報告書の指摘とは、平成26年度以降平成29年度に至るまで必ずしも一致していない。

平成26年度の認証評価において、基準６－２－１について「当該法科大学院は夜間社会人法科大学院であり、休学希望者に対する休学時の面談及び休学者の復学時の面談を実施するなどの対応を行っているが、在籍者数が収容定員を恒常的に上回っている状態にあり、このような状態が恒常的なものとならないための措置を講じる必要がある。」との指摘を受けた大学は、平成27、28年度においては「是正が確認できない。」とされている。ただし、平成29年度には、「調査年度において本評価時と比べ在籍者数が減少しているほか、休学者数も半減しているなど、在籍者数が収容定員を上回ることがないよう努めていることは窺える。ただし、減少傾向にあることが恒常的なものであることを確認するため、翌年度以降も対応状況報告書の提出を要する。」とされ改善の途上にあることが確認されている。

これらのことから、対応状況報告書においては、基準を満たさないことの具体的な内容として是正を要する点の指摘に対して、法科大学院側が真摯に対応し可能な事柄については改善を実現されていることが理解できる。しかし、改善すべき点、留意すべき点は相当数指摘されているが、それらに対する対応状況の確認については５年後の認証評価を待つ必要がある。ただし、その確認を待つことなく、募集停止や廃止に至っている場合もある。

＊ 評価の体制

機構においては、以下の体制によって評価を実施することとしている。

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者により**法科大学院認証評価委員会**を構成し、評価基準及び評価方法その他評価に必要な事項の制定、改定及び変更並びに評価報告書等の作成を審議する。

評価委員会の下に**評価部会**及び**運営連絡会議**を置く。評価部会は、評価の対象となる法科大学院について書面調査及び訪問調査を実施し、評価報告書原案を作成する。運営連絡会議は、評価部会等における横断的な事項の審議、評価報告書原案の調整、評価基準及び評価方法等に関する改善案の評価委員会への提案を行う。

さらに、特定の専門事項を調査する必要が生じた場合は、これを調査するため、評価委員会の下に専門部会を置くことができることとしている。専門部会としては、教員組織に、教育上適切な教員が配置されているか確認するための**教員組織調査専門部会、追評価専門部会、意見申立審査専門部会**が１巡目実施から設けられていたが、２巡目の実施に当たっては、評価実施後の法科大学院における教育活動等の継続的な質の確保を目的として、機構の評価を受けた法科大学院を置く大学に対して次の評価を受けるまでの間、年次報告書及び対応状況報告書の提出を求めることとし、提出された年次報告書及び対応状況報告書の調査を行うための専門部会として**年次報告書等専門部会**を置いている。

認証評価委員会の委員構成は、２巡目においては以下のとおりである。

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国立大	7 (25.9%)	6 (22.2%)	7 (25.9%)	9 (36.0%)	9 (37.5%)
公立大	1 (3.7%)	1 (3.7%)	1 (3.7%)	1 (4.0%)	1 (4.2%)
私立大	9 (33.3%)	9 (33.3%)	8 (29.6%)	7 (28.0%)	6 (25.0%)
法曹	6 (22.2%)	7 (25.9%)	7 (25.9%)	6 (24.0%)	6 (25.0%)
その他	4 (14.8%)	4 (14.8%)	4 (14.8%)	2 (8.0%)	2 (8.3%)
合計	27	27	27	25	24
内女性	2	2	2	2	2

表11

この表の作成に当たっては、各年度の評価結果報告書に記載されている情報を当該年度に関する集計の対象とした。「国立大」等とある分類は、委員の所属を指しているが、同一の委員が年度によって異なる組織に属することがあった。また、「その他」とあるのは、「社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者」を指している。以上のことから、この表はあくまで当該年度における代表性を確認するための資料として理解されるべきものである。また、括弧内に並記した比率も合計数が年度ごとに変化していることから、厳密な比較に耐えるものではない。

以上の限りにおいて考察するならば、国公私立の各設置主体上の分類を反映した委員の構成になっていることがわかり、かつ、法曹関係者の関与を一定程度確保されていたことが確認できる。女性委員の比率は必ずしも高くない。

運営連絡会議の委員構成は、２巡目においては以下のとおりである。

（単位：人）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国立大	8 (50.0%)	7 (41.2%)	9 (52.9%)	9 (56.3%)	9 (56.3%)
公立大	1 (6.3%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)
私立大	6 (37.5%)	7 (41.2%)	6 (35.3%)	5 (31.3%)	5 (31.3%)
法曹	0 (0.0%)	1 (5.9%)	1 (5.9%)	1 (6.3%)	1 (6.3%)
その他	1 (6.3%)	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	16	17	17	16	16

表12

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
認証評価委員会の委員数（人）	27	27	27	25	24
（うち女性委員数（人））	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)
運営連絡会議					
委員数（人）	12	11	11	11	12
（うち女性委員数（人））	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
専門委員数（人）	4	6	6	5	4
（うち女性委員数（人））	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
評価部会					
部会数	1	5	7	2	1
委員数（人）	2	5	7	2	3
（うち女性委員数（人））	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
専門委員数（人）	8	35	49	14	5
（うち女性委員数（人））	(1)	(3)	(5)	(1)	(0)
評価委員のうち外部委員の比率	100%	100%	100%	100%	100%
教員組織調査専門部会					
専門部会数	1	1	1	1	1
委員数（人）	7	5	4	3	3
（うち女性委員数（人））	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
専門委員数（人）	6	16	17	11	8
（うち女性委員数（人））	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)
意見申立審査専門部会					
専門部会数	1	1	1	1	1
専門委員数（人）	5	5	5	5	5
（うち女性委員数（人））	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
年次報告書等専門部会					
専門部会数	3	1	1	2	2
委員数（人）	3	1	1	2	1
（うち女性委員数（人））	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
専門委員数（人）	25	5	5	10	11
（うち女性委員数（人））	(1)	(0)	(1)	(1)	(2)

表13

５．平成23年度から平成27年度までに当機構が実施した法科大学院に対する認証評価に関する対象大学及び評価者へのアンケート調査の結果並びにその知見

検証の実施方法

①　アンケート調査の実施

当機構においては、毎年度、評価の実施直後に、認証評価を受けた大学（以下、「対象校」という。）及び評価担当者に対し、記名選択式回答（５段階・２段階）及び自由記述からなるアンケート調査を実施し、その分析結果を公表している。５．では、２巡目（平成23年度から平成27年度）実施について行ったアンケート結果を分析し、認証評価についての有効性及び適切性についての検証を行う。

アンケート調査項目は次のとおりである。

〔対象校〕

１．基準及び解釈指針について
２．評価の方法及び内容について
　（１）自己評価について
　（２）訪問調査等について
　（３）意見の申立てについて
３．評価の作業量、スケジュール等について
　（１）評価に費やした作業量について
　（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて
　（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて
　（４）評価のスケジュールについて
４．説明会・研修会等について
５．評価結果（評価報告書）について
　（１）評価報告書の内容等について
　（２）自己評価書及び評価報告書の公表について
　（３）評価結果に関するマスメディア等の報道について
６．評価を受けたことによる効果・影響について
　（１）自己評価を行ったことによる効果・影響について
　（２）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について
７．評価結果の活用について
８．評価の実施体制について
９．前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について
10．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて
11．その他

〔評価担当者〕

１．基準及び解釈指針について

２．評価の方法及び内容・結果について

（１）自己評価書について

（２）書面調査について

（３）訪問調査について

（４）評価結果について

３．研修について

４．評価の作業量、スケジュール等について

（１）評価に費やした作業量について

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

（４）評価作業にかかった時間数について

５．評価部会等の運営について

６．評価全般について

７．前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

② 実施及び回収状況

アンケート用紙は、対象校については、評価実施年度の３月末（評価結果確定後）に、また、評価担当者については12月末に配付している。

アンケートの回収状況を表Ｖ－１に示す。

表Ｖ－１　アンケート回収状況

	回答数	回収率
対象校	28校中28校	100％
評価担当者	157名中107名	68.2％

項目別の検証

以下におけるデータに関する指摘は、アンケートによる毎年度の検証に基づくものである。

① 基準及び解釈指針

・対象校・評価担当者ともに65～85％程度が肯定的な回答を返している。ただし、基準及び解釈指針の数が多すぎるという意見が双方に見られ、簡略化を希望するコメントが見られる。基準及び解釈指針の数の多さにより評価する側も評価される側も負担が大きいと考えられる余地がある。

② 自己評価・書面調査について

・対象校において適切に自己評価ができたか質問した結果、９割近くが肯定的な趣旨の回答を返し

ている。他方で、評価担当者側が自己評価書は理解しやすかったと答えたのは５割弱であり、両者に少なからず認識の差が見られる。

・評価担当者に対する自己評価書における適切な記述、根拠資料の適切な添付・引用が行われているかという設問についても、「どちらとも言えない」が４割程度となっており、必ずしも評価に適切な自己評価書が作成されたとは言えない状況である。さらに、評価担当者としては、添付資料が膨大なうえに本文との関連が分かりにくいという意見が多い。

・また、書面調査の際に必要であったと思われる参考情報については、ウェブサイト上に公開されている情報や、前回の受審時の指摘事項や改善点がわかるものなども挙げられたが、実際の実施においては基本的に追加提出を求めることで補われた場合がほとんどである。

③　訪問調査について

・対象校に対し「訪問調査時の確認事項」について、その内容が適切であったかについて質問した結果、否定的な回答が３割近く寄せられた。自由記述欄への記入内容を参考として分析すると、これは、特に、寄せられた確認事項の分量や、細部にわたる確認事項の提示を求められたためであると考えられる。

・評価担当者に対し、訪問調査の実施内容の方法は適切であったか質問した結果の肯定的回答が90％弱であり、否定的な回答が６％弱となっているのに対し、対象校では肯定的回答が75％で否定的な回答が20％弱となっており、両者に若干差が見られる結果となった。また、対象校からは在校生・修了生への面談について負担であるという意見が寄せられている。

④　説明会・研修会等について

・対象校に対し、説明会・研修会は理解しやすかったか等に関する質問を行った結果、否定的な回答はなく、おおよそ７割程度が肯定的な回答であった。

・評価担当者に対し、研修会は理解しやすかったか等に関する質問を行った結果、おおよそ７割弱が肯定的な回答であった。ただし、研修に費やした時間の長さが適切だったかについては、否定的な回答が１割見受けられた。具体的には、「時間を軽減してほしい」、「２回目の委員にも同じ研修をする必要があるのか疑問」というコメントが見られた。

⑤　作業量・スケジュール等について

・対象校に対し評価に費やした作業量に関する質問をした結果、意見の申立て以外は７割から９割程度が作業量が大きいとの回答であった。特に、自己評価書の作成に係る作業（資料の取りまとめ、体裁の整理等）と「訪問調査時の確認事項」への対応に関する作業量の大きさが指摘されている。

・評価担当者に対し評価に費やした作業量に関する質問をした結果、自己評価書の書面調査について８割程度が大きいと回答している。特に、自己評価書の内容が膨大であることから評価に時間がかかったという意見が多く見られた。

⑥　評価を行ったことによる効果・影響等について

・対象校に対し、評価を行ったことによる効果・影響について質問した結果、評価結果を受けて、「教育活動について全般的に把握することができた」という設問に対して８割程度が肯定的な回

答であったのに対し、「学生の理解と支持」「社会の理解と支持」については肯定的な回答が５割以下である。

・前回受審時と比較した評価プロセスについて対象校に質問した結果と、前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について評価担当者に質問した結果については、両者とも「どちらとも言えない」がかなり多くなっている。ただし、前回受審から対象校も評価担当者も担当者が変更になっていることも多く、わからないという意味で「どちらとも言えない」と回答した場合が多かったと推測している。

おわりに

本報告書は、平成23年度から27年度まで機構が実施した「２巡目の」法科大学院認証評価の状況を総括的に分析したものである。法科大学院認証評価の２巡目は、矛盾に満ちた時期であると言うことができる。すなわち、この時期には法科大学院制度が大きく変貌し、その影響が法科大学院数、志願者数にも顕著に表われ始めた。しかし他方で、法科大学院における教育の在り方に関して関係者の間に共通の認識が醸成されて始めた時期でもある。そのような状況の中で、実際にどのような認証評価が実施されたかを記録できたことが本報告書の意義であると考えられる。

そのような観点から、本報告書が記述した状況の中で特に繰り返して述べるべきことは以下の３点である。

１．１巡目にはかなりの数を数えた追評価が、２巡目では全く実施されていない。これは、法科大学院評価基準に適合しないと判断するための手順が大幅に変更されたことによる。すなわち、１巡目では、基準を一つでも満たさないと、法科大学院評価基準に適合しないとしたところを、重点基準を特定し、重点基準を満たさない場合にその他の基準に係る状況を総合的に考慮して判断するとしたことによると考えられる。

２．さらに、教育に係る重要な事項について年次報告書の提出を求めるとしたことによって、丁寧に大学の状況を追跡することが可能となった。この結果、大きな基準違反については、かなり前から察知可能となり、大学に通知することによって然るべき対応を取ることができるようになったと考えることもできる。

３．しかしいずれにせよ、１巡目の認証評価実施のための基準を２巡目のために改定する際に最も強く影響を与えたものは、文部科学省に設置された中央教育審議会法科大学院特別委員会の審議の内容であったことは否めない。この意味では、法科大学院認証評価は、法科大学院制度そのものの変化とともに変貌したと言うこともできるであろう。それは逆に、残念ながら、まだ法科大学院自身が自己点検・評価を行い、その結果に基づいて個性の伸長を伴う改善・向上が図られるという段階には達してないと言わざるを得ない。

機構による法科大学院認証評価は、すでに３巡目に移行し、早くも４巡目に向けた検討を視野に入れるべき段階に到達している。しかし、法科大学院を巡る状況は２巡目実施の時期に比べても一層複雑になり、かつ、それに対応する法科大学院制度改革は必ずしも一貫性を持つものではない。

機構としては、これらの複雑な状況に身を置きつつ、法科大学院の今後の発展のために、それぞれの段階で適切と考えられる基準、実施方法を模索していきたい。

なお、本報告書の作成は、機構内の認証評価事業連絡会議の下に設置した認証評価に関する検証ワーキンググループが研究開発部及び評価事業部評価企画課の協力を得て行ったが、喫緊の課題の輻輳に対応するために報告書作成に多大な遅滞が生じたことについてお詫び申し上げたい。

参考文献

１）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』（平成22年９月改定）
２）大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項　法科大学院認証評価』（平成22年９月改定）
３）大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書　法科大学院認証評価』（平成22年９月改定）
４）大学改革支援・学位授与機構『訪問調査実施要項　法科大学院認証評価』（平成22年９月改定）

５）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領
法科大学院認証評価』（平成24年９月改定）

６）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』（平成25年３月改定）
７）大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項　法科大学院認証評価』（平成25年３月改定）
８）大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書　法科大学院認証評価』（平成25年３月改定）
９）大学改革支援・学位授与機構『訪問調査実施要項　法科大学院認証評価』（平成25年３月改定）

10）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領
法科大学院認証評価』（平成26年３月改定）

11）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院評価基準要綱』（平成27年１月改定）
12）大学改革支援・学位授与機構『自己評価実施要項　法科大学院認証評価』（平成27年１月改定）
13）大学改革支援・学位授与機構『評価実施手引書　法科大学院認証評価』（平成27年１月改定）
14）大学改革支援・学位授与機構『法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領
法科大学院認証評価』（平成27年１月改定）

15）大学改革支援・学位授与機構『平成23年度及び平成24年度に実施した法科大学院認証評価に関する
検証結果報告書』
16）大学改革支援・学位授与機構『平成25年度に実施した法科大学院認証評価に関する検証結果報告書』
17）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度及び平成27年度に実施した法科大学院認証評価に関する
検証結果報告書』

18）大学改革支援・学位授与機構『平成23年度法科大学院認証評価実施結果報告』
19）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価実施結果報告』
20）大学改革支援・学位授与機構『平成25年度法科大学院認証評価実施結果報告』
21）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度法科大学院認証評価実施結果報告』
22）大学改革支援・学位授与機構『平成27年度法科大学院認証評価実施結果報告』

23）大学改革支援・学位授与機構『平成23年度法科大学院認証評価委員会（第１回）議事要旨』
（平成23年６月21日開催）
24）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価委員会（第２回）議事要旨』
（平成24年６月25日開催）

25）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価委員会（第３回）議事要旨』
（平成24年３月９日持ち回りにより議決）
26）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価委員会（第１回）議事要旨』
（平成24年６月15日開催）
27）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価委員会（第２回）議事要旨』
（平成25年１月21日開催）
28）大学改革支援・学位授与機構『平成24年度法科大学院認証評価委員会（第３回）議事要旨』
（平成25年３月11日開催）
29）大学改革支援・学位授与機構『平成25年度法科大学院認証評価委員会（第１回）議事要旨』
（平成25年５月22日開催）
30）大学改革支援・学位授与機構『平成25年度法科大学院認証評価委員会（第２回）議事要旨』
（平成26年１月22日開催）
31）大学改革支援・学位授与機構『平成25年度法科大学院認証評価委員会（第３回）議事要旨』
（平成26年３月17日持ち回りにより議決）
32）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度法科大学院認証評価委員会（第１回）議事要旨』
（平成26年６月９日開催）
33）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度法科大学院認証評価委員会（第2回）議事要旨』
（平成26年９月16日開催）
34）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度法科大学院認証評価委員会（第３回）議事要旨』
（平成27年１月28日開催）
35）大学改革支援・学位授与機構『平成26年度法科大学院認証評価委員会（第４回）議事要旨』
（平成27年３月18日開催）
36）大学改革支援・学位授与機構『平成27年度法科大学院認証評価委員会（第１回）議事要旨』
（平成27年６月３日開催）
37）大学改革支援・学位授与機構『平成27年度法科大学院認証評価委員会（第２回）議事要旨』
（平成28年１月25日開催）
38）大学改革支援・学位授与機構『平成27年度法科大学院認証評価委員会（第３回）議事要旨』
（平成28年３月10日書面審議により議決）

39）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成21年４月17日）
『法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）』
40）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成24年７月19日）
『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）』
41）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成25年９月18日）
『法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）』
42）中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（平成26年10月９日）
『法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）』

43）司法制度改革審議会（平成13年６月12日）『司法制度改革審議会意見書』61頁、70頁

参　考　資　料

年度別対象校一覧

平成 23 年度

○　国立大学（１法科大学院）

・　千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

平成 24 年度

○　国立大学（６法科大学院）

・　北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻　・　一橋大学大学院法学研究科法務専攻
・　新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻　・　金沢大学大学院法務研究科法務専攻
・　香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科法務専攻
・　熊本大学大学院法曹養成研究科法曹養成専攻

○　私立大学（３法科大学院）

・　上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
・　専修大学大学院法務研究科法務専攻　・　愛知大学大学院法務研究科法務専攻

平成 25 年度

○　国立大学（９法科大学院）

・　東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
・　東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻
・　横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻
・　名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻
・　京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻　・　大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻
・　神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻　・　広島大学大学院法務研究科法務専攻
・　九州大学大学院法務学府実務法学専攻

○　公立大学（２法科大学院）

・　首都大学東京大学院社会科学研究科法曹養成専攻
・　大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻

○　私立大学（３法科大学院）

・　学習院大学専門職大学院法務研究科法務専攻
・　同志社大学大学院司法研究科法務専攻　・　近畿大学大学院法務研究科法務専攻

平成 26 年度

○　国立大学（３法科大学院）

・　筑波大学大学院ビジネス科学研究科法曹専攻
・　信州大学大学院法曹法務研究科法曹法務専攻　・　静岡大学大学院法務研究科法務専攻

平成 27 年度

○　国立大学（１法科大学院）

・　千葉大学大学院専門法務研究科法務専攻

対　象　校

（ 法科大学院用 ）

平成２７年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

貴法科大学院名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回、当機構の評価を受けられて、どのように感じられたか、以下の１～11 の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に〇を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また、記述式のものについては、法科大学院名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
回答例①　・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	3
回答例②　・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	③	2	1	

（回答できない場合）

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	－

１．基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	4	3	2	1	

	ある	ない	
⑤ 自己評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑤について、２とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が自己評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑥について、２とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針について理由も含めて具体的にご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

２．評価の方法及び内容について

評価の方法及び内容について、（１）自己評価、（２）訪問調査等、（３）意見の申立ての３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価について

	強くそう思う (5)	←	どちらとも言えない (3)	→	全くそう思わない (1)	
① 基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	5	4	3	2	1	
② 自己評価書に添付する資料は、既に蓄積していたもので十分対応することができた	5	4	3	2	1	

	迷った	迷っていない	
③ 自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った	2	1	

→※③について、２とご回答いただいた場合、どのような点で迷ったのかをご記入ください。

④ 貴法科大学院の総合的な状況が広く社会等の理解を得るために、わかりやすい自己評価書を作成することができた	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価書の完成度は満足できるものであった	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価書には文字数制限を設けているが、文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	5	4	3	2	1	

→※⑥について、２又は１とご回答いただいた場合、どのくらいの文字数であればよいと思うかをご記入ください。

	参考にした	参考にしなかった	
⑦ 自己評価書の作成に当たって、既に機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	2	1	

・自己評価についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（２）訪問調査等について

	強くそう思う (5)	←	どちらとも言えない (3)	→	全くそう思わない (1)	
① 訪問調査の前に提示された、「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

② 訪問調査の前に提示された、「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

→※②について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査時に機構の評価担当者（事務担当者を除く。以下同様。）が質問した内容は適切であった	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった	5	4	3	2	1	

→※④について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

→※⑤について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑥　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

→※⑥について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑦　訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた ----------

5	4	3	2	1	

⑧　訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

→※⑧について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であると思うかをご記入ください。

⑨　訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う ----------

5	4	3	2	1	

・訪問調査等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（３）意見の申立てについて

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
①　意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

②　「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	5	4	3	2	1	

以下は、<u>意見の申立てを行った法科大学院のみ</u>お答えください。

③　貴法科大学院からの意見の申立てに対する機構の対応は適切であった	5	4	3	2	1	

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が適切でなかったかをご記入ください。

３．評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、（１）評価に費やした作業量、（２）機構が設定した作業期間、（３）評価作業に費やした労力、（４）評価のスケジュールの４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価に費やした作業量について

＜作業量＞

	とても大きい←(5)	4	適当(3)	2	→とても小さい(1)	
① 自己評価書の作成	5	4	3	2	1	
② 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査のための事前準備	5	4	3	2	1	
④ 訪問調査当日の対応	5	4	3	2	1	
⑤ 意見の申立て	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。
①～⑤について、５とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

	＜作業期間＞ とても長い ← (5)		適当 (3)		→ とても短い (1)	
① 訪問調査の前に提示された「訪問調査時の確認事項」への対応	5	4	3	2	1	
② 訪問調査のための事前準備	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査当日の対応	5	4	3	2	1	
④ 意見の申立て	5	4	3	2	1	

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない ← (3)		全くそう思わない → (1)	
① 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、貴法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（４）評価のスケジュールについて

	適当	適当でない	
①　自己評価書の提出時期（６月末）は適当であった （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---	2	1	
②　訪問調査の実施時期（１０月下旬～１２月上旬）は適当であった （適当でないと回答された場合、どの時期が適当か自由記述欄にお書きください。） ---	2	1	

・評価のスケジュールについてご意見、ご感想等をご記入ください。

４．説明会・研修会等について

認証評価に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会、その他機構が実施する各種説明等について以下の質問にお答えください。（⑧について、訪問説明を受けなかった対象法科大学院は回答欄に「－」をご記入ください。）

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
① 説明会の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
② 説明会の内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
③ 説明会の内容は役立った	5	4	3	2	1	
④ 自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
⑤ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
⑥ 自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	5	4	3	2	1	
⑦ 機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	5	4	3	2	1	
⑧ 機構が行った訪問説明は役立った	5	4	3	2	1	
⑨ 説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応）は適切であった	5	4	3	2	1	

・説明会・研修会等についてご意見、ご感想等をご記入ください。

５．評価結果（評価報告書）について

評価結果（評価報告書）について、（１）評価報告書の内容等、（２）自己評価書及び評価報告書の公表、（３）評価結果に関するマスメディア等の報道の３項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価報告書の内容等について

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	5	4	3	2	1	
② 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等の改善に役立つものであった	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の目的に照らし適切なものであった	5	4	3	2	1	
⑤ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の実態に即したものであった	5	4	3	2	1	
⑥ 評価報告書の内容は、貴法科大学院の規模等（資源・制度等）を考慮したものであった	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容から、教育活動等に関して新たな視点が得られた	5	4	3	2	1	
⑧ 評価報告書の構成及び内容はわかりやすいものであった	5	4	3	2	1	

→※⑧について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点がわかりにくかったかをご記入ください。

⑨ 総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	5	4	3	2	1	

（２）自己評価書及び評価報告書の公表について

	している	していない	
① 今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイト等で公表している	2	1	
② 評価報告書をウェブサイト等で公表している	2	1	

（３）評価結果に関するマスメディア等の報道について

	強く そう思う (5)		← どちらとも 言えない (3)		→ 全くそう 思わない (1)	
① 評価結果に関して、マスメディア等から適切な報道がなされた	5	4	3	2	1	

・評価結果（評価報告書）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

６．評価を受けたことによる効果・影響について

評価を受けたことによる効果・影響について、自己評価実施時点での効果・影響と機構の評価結果を受けての効果・影響とに分けて質問しますので、それぞれお答えください。（具体の活用例、改善例については、別途「７．評価結果の活用」で質問します。）

（１）自己評価を行ったことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができた	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができた	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進した	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立った	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進した	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進した	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	5	4	3	2	1	
⑩ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	5	4	3	2	1	

・自己評価を行ったことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

（２）機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 貴法科大学院の教育活動等について全般的に把握することができる	5	4	3	2	1	
② 貴法科大学院の教育活動等の今後の課題を把握することができる	5	4	3	2	1	
③ 教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
④ 各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	5	4	3	2	1	
⑤ 貴法科大学院の教育活動等の改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑥ 貴法科大学院の将来計画の策定に役立つ	5	4	3	2	1	
⑦ 貴法科大学院のマネジメントの改善を促進する	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院の個性的な取組を促進する	5	4	3	2	1	
⑨ 自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	5	4	3	2	1	
⑩ 教職員に評価結果の内容が浸透する	5	4	3	2	1	
⑪ 評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	5	4	3	2	1	
⑫ 貴法科大学院の教育活動等の質が保証される	5	4	3	2	1	
⑬ 学生（今後入学する者を含む）の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑭ 広く社会の理解と支持が得られる	5	4	3	2	1	
⑮ 他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	5	4	3	2	1	

・機構の評価結果を受けたことによる効果・影響に関連して、ご意見、ご感想等がありましたらご記入ください。

７．評価結果の活用について

① 今回の評価（機構の評価結果だけでなく、貴法科大学院における自己評価及びその後の評価の過程で得られた知見を含む。）を契機として、課題として認識し、何らかの変更・改善を予定している事項（または実施済みの事項）がありましたら、その主要な事項について、簡潔にご記述ください。

また、その変更・改善の際に、今回の評価はどの程度参考になったかを５段階でお答えください。

注：本質問は、機構の評価がどの程度対象校の改善に活用されているかを把握することにより、評価方法の改善を図ろうとするものです。貴法科大学院の変更・改善の取組状況自体を評価することを目的とするものではありません。

		非常に参考になった (5)		参考になった (3)		あまり参考にならなかった (1)	
課題	（記入例） 【基準５－１－１】ＦＤが不十分である。	5	4	3	2	1	
変更・改善	授業アンケートの分析・活用等の具体的方策の検討を開始した。						
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							
課題		5	4	3	2	1	
変更・改善							

※必要に応じて、枠の数を増やしたり、縦幅を大きくしてください。

② 貴法科大学院では、今後、次のような事柄に評価結果を用いる予定がありますか。以下の該当する番号に○を付けるか、下の回答欄に番号を記入してください。（複数回答可）

1	貴法科大学院又は貴大学の広報誌に評価結果を掲載する。	2	貴法科大学院又は貴大学のウェブサイトで評価結果を公表する。
3	資金獲得のための申請書に記載する。	4	学生募集の際に用いる。
5	その他（具体的に） （　　）		

回答欄	

８．評価の実施体制について

貴法科大学院に係る評価の実施体制についてお教えください。今後の当機構の評価を、より効果的なものとするために参考とさせていただきます。

・評価（自己点検・評価、認証評価等）を行うための実施体制について、その組織名称、役割、設置形態（常設・臨時）、人数構成等をお教えください。「例」を適宜参考にし、わかりやすくご記入ください。（以下の「例」は削除して結構です。）既存の資料がありましたら、それを添付していただいて結構です。

（記入例）

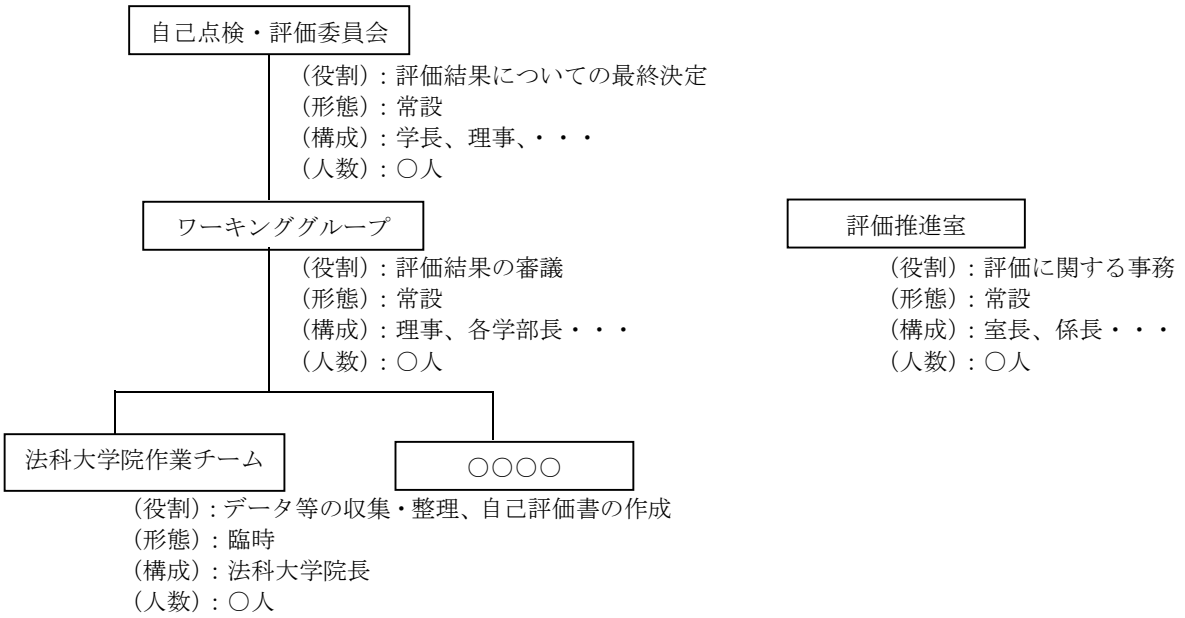

他に具体的な説明等がありましたら以下にご記入ください。

・評価の実施体制について、貴法科大学院が行っている方策・工夫等がありましたらお教えください。また、その方策・工夫等について良かった点、悪かった点等、その他ご感想についても併せてお教えください。

９．前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について

前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問にお答えください。

※前回の認証評価を他機関にて受けた対象法科大学院もご回答ください。

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
① 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	5	4	3	2	1	
② 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	5	4	3	2	1	
③ 前回の認証評価を受けたことにより、貴法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	5	4	3	2	1	

→※①について、５又は４とご回答いただいた場合、質の保証に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、改善の促進に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

→※③について、５又は４とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

１０．前回と比較した当機構の認証評価プロセスについて

前回の認証評価を受けた時と比較して、当機構の認証評価プロセスが改善されたかどうかについて、以下の質問に可能な範囲でお答えください。また、前回他機関で認証評価を受けた対象法科大学院は、当機構の認証評価プロセスが他機関と比較してどうであったかについて、可能な範囲でお答えください。

	非常に良くなっている ← (5)		どちらとも言えない (3)		→ 非常に悪くなっている (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	5	4	3	2	1	
③ 訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	5	4	3	2	1	
④ 評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	5	4	3	2	1	
⑤ 評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	5	4	3	2	1	
⑥ 説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	5	4	3	2	1	
⑦ 評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	5	4	3	2	1	
⑧ 貴法科大学院が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	5	4	3	2	1	
⑨ 評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	5	4	3	2	1	
⑩ 自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5	4	3	2	1	
⑪ 機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	5	4	3	2	1	

・前頁の項目以外で良くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

・前頁の項目以外で悪くなっていると思う事項がありましたら、ご記入ください。

１１．その他

・認証評価機関として当機構をお選びいただいた理由や、実際に評価を受けて期待どおりであったかについてご記入ください。

・その他、当機構の行う評価についてご意見等がありましたら、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

評 価 担 当 者

（ 法科大学院用 ）

平成２７年度実施認証評価に関する検証のためのアンケート

ご氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回、当機構の評価に携わっていただいて、どのように感じられたか、以下の１～７の項目について、それぞれの質問にご回答くださるようお願いいたします。

回答様式には、選択式のものと記述式のものがあります。選択式の回答については、該当する番号に〇を付けるか、右端の空欄に数字をご記入ください。なお、質問事項に該当する事例がなかった場合等、回答できない場合については、回答欄に「－」とご記入ください（下記参照）。また、記述式の回答について、枠内に書ききれない場合には、枠を広げたり、別の紙を使用したりするなどしてご記入ください。特にご意見・ご感想がない場合には空欄のままで結構です。

いただいた回答は、選択式のものについては、原則として統計的に処理した上で、また記述式のものについては、ご氏名を伏せた上で、公表することといたします。

【回答例】

	強くそう思う (5)	←	どちらとも言えない (3)	→	全くそう思わない (1)	
回答例①　・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	3
回答例②　・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	③	2	1	

（回答できない場合）

	強くそう思う (5)	←	どちらとも言えない (3)	→	全くそう思わない (1)	
・・・・・・・・・は、適切であった	5	4	3	2	1	－

１．基準及び解釈指針について

当機構が設定した基準及び解釈指針についてどのように思われましたか。評価の目的である教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、またそれ以外の特徴について、以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)	←	どちらとも 言えない (3)	→	全くそう 思わない (1)	
① 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の質を保証するために適切であった	5	4	3	2	1	
② 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するために適切であった	5	4	3	2	1	
③ 基準及び解釈指針の構成や内容は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	5	4	3	2	1	
④ 基準及び解釈指針の構成や内容を、教育活動を中心に設定していることは適切であった	5	4	3	2	1	

	ある	ない	
⑤ 評価しにくい基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑤について、２とご回答いただいた場合、どの基準又は解釈指針が評価しにくかったかを理由も含めて具体的にご記入ください。

	ある	ない	
⑥ 内容が重複する基準又は解釈指針があった	2	1	

→※⑥について、２とご回答いただいた場合、重複していると思われる基準又は解釈指針について理由も含めて具体的にご記入ください。

・基準及び解釈指針についてご意見、ご感想等をご記入ください。

２．評価の方法及び内容・結果について

評価の方法及び内容・結果について（１）自己評価書、（２）書面調査、（３）訪問調査、（４）評価結果の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）自己評価書について

	強くそう思う (5)	←	どちらとも言えない (3)	→	全くそう思わない (1)	
① 対象法科大学院の自己評価書は理解しやすかった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が理解しにくかったかをご記入ください。

② 自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	5	4	3	2	1	
③ 自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	5	4	3	2	1	

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような根拠資料が引用・添付されていなかったかをご記入ください。

・自己評価書の様式についてご意見、ご感想等をご記入ください（特に対象法科大学院に事前に伝えたい点、様式上の事項として不足のあった点等があればお聞かせください）。

（２）書面調査について

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
①　機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	5	4	3	2	1	

→※①について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が記入しにくかったかをご記入ください。

②　書面調査を行うために、対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	5	4	3	2	1	

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、どのような情報（客観的データ等）があればよかったかをご記入ください。

・書面調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（３）訪問調査について

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	5	4	3	2	1	
② 訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	5	4	3	2	1	

→※②について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような点が確認できなかったかをご記入ください。

③ 訪問調査の実施内容として、法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談を設けたことは適切であった	5	4	3	2	1	

→※③について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容を設けたことがどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

④ 訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）の方法は適切であった	5	4	3	2	1	

→※④について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の方法がどういう理由で適切でなかったかをご記入ください。

⑤　訪問調査の実施内容（法科大学院関係者（責任者）面談や一般教員等との面談、教育現場の視察及び学習環境の状況調査、在学生・修了生との面談）に係る時間配分は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

→※⑤について、２又は１とご回答いただいた場合、どの実施内容の時間配分がどういう理由で適切で無かったかをご記入ください。

⑥　訪問調査では、対象法科大学院と、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた ----------

5	4	3	2	1	

⑦　訪問調査時の機構の評価担当者（事務担当者を除く）の人数や構成は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

→※⑦について、２又は１とご回答いただいた場合、どのような人数や構成が適切であるかをご記入ください。

⑧　訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった ----------

5	4	3	2	1	

・訪問調査についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（４）評価結果について

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
① 自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	5	4	3	2	1	
② 第 1 章から第 11 章の評価で、基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	5	4	3	2	1	
③ 評価結果全体としての分量は適切であった	5	4	3	2	1	
④ 評価報告書の最初に、全体の評価結果と併せて対象法科大学院の「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	5	4	3	2	1	

・評価結果についてご意見、ご感想等をご記入ください。

３．研修について

機構が実施する研修について以下の質問にお答えください。

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 研修の配付資料は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
② 研修の説明内容は理解しやすかった	5	4	3	2	1	
③ 研修の内容は役立った	5	4	3	2	1	
④ 書面調査のシミュレーションは役立った	5	4	3	2	1	
⑤ 研修に費やした時間の長さは適切であった	5	4	3	2	1	

・研修についてご意見、ご感想等をご記入ください。

４．評価の作業量、スケジュール等について

評価の作業に関して、（１）評価に費やした作業量、（２）機構が設定した作業期間、（３）評価作業に費やした労力、（４）評価作業にかかった時間数の４項目に分けて質問しますので、それぞれお答えください。

（１）評価に費やした作業量について

＜作業量＞

	とても大きい←(5)		適当(3)		→とても小さい(1)	
① 自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加	5	4	3	2	1	
③ 評価報告書原案の作成	5	4	3	2	1	

・評価に費やした作業量についてご意見、ご感想等をご記入ください。

①～③について、５とご回答いただいた場合、具体的にどのような作業において作業量が大きかったかをご記入ください。

（２）機構が設定した作業期間は作業量に対して適当であったかについて

＜作業期間＞

	とても長い ← (5)		適当 (3)		→ とても短い (1)	
① 自己評価書の書面調査	5	4	3	2	1	
② 訪問調査への参加	5	4	3	2	1	
③ 評価結果（原案）の作成	5	4	3	2	1	

・機構が設定した作業期間についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（３）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の質の保証という目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
② 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等の改善を促進するという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	
③ 評価作業に費やした労力は、対象法科大学院の教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	5	4	3	2	1	

・評価作業に費やした労力についてご意見、ご感想等をご記入ください。

（４）評価作業にかかった時間数について

評価作業にかかったのべ時間数（部会、訪問調査への出席を除く）について、以下の項目ごとに最も近い時間数に該当する番号を選択してください。

※１校あたりではなく、全体でかかった時間をご回答ください。

	～30時間	30-50時間	50-70時間	70-100時間	100時間～	
① 書面調査	5	4	3	2	1	

	～5時間	5-10時間	10-20時間	20-30時間	30時間～	
② 訪問調査の準備	5	4	3	2	1	

	～5時間	5-10時間	10-20時間	20-30時間	30時間～	
③ 評価結果報告書の原案作成	5	4	3	2	1	

・評価作業にかかった時間数についてご意見、ご感想等をご記入ください。

５．評価部会等の運営について

評価部会、専門部会の人数や構成、運営について以下の質問にお答えください。

	強くそう思う (5)		どちらとも言えない (3)		全くそう思わない (1)	
① 評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	5	4	3	2	1	
② 部会運営は円滑であった	5	4	3	2	1	

・評価部会等の運営についてご意見、ご感想等をご記入ください。

６．評価全般について

評価を行ったことによる効果・影響等、評価全般について以下の質問にお答えください。

	強くそう思う (5)		どちらとも←言えない (3)		全くそう→思わない (1)	
① 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の質が保証されると思う	5	4	3	2	1	
② 今回の評価によって対象法科大学院の教育活動等の改善が促進されると思う	5	4	3	2	1	
③ 今回の評価によって社会の理解と支持が支援・促進されると思う	5	4	3	2	1	
④ 自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑤ 今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	5	4	3	2	1	
⑥ 総じて機構の認証評価を経験できてよかった	5	4	3	2	1	

・評価全般（評価に携わっていただいて感じたことも含め）についてご意見、ご感想等をご記入ください。

７．前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について

前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について、評価の目的である、教育活動等の「質の保証」、「改善の促進」、「社会からの理解と支持」という目的に照らして、以下の質問に可能な範囲でお答えください。

	強く そう思う (5)		どちらとも 言えない (3)		全くそう 思わない (1)	
① 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった ----------	5	4	3	2	1	

→※①について、５又は４とご回答いただいた場合、質の保証にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

② 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった --------	5	4	3	2	1	

→※②について、５又は４とご回答いただいた場合、改善の促進にどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

③ 今回評価をご担当された対象法科大学院について、前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった ----------	5	4	3	2	1	

→※③について、５又は４とご回答いただいた場合、社会からの理解と支持に関してどのような効果・影響があったか、具体的な内容をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【対象校】

※1巡目には平成17～19年度に実施した予備評価を含む。

【1. 基準及び解釈指針について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-①	教育活動等の質を保証するために適切であった	1巡目	10.4%	77.1%	10.4%	2.1%	0.0%	48	3.96
		2巡目	14.3%	64.3%	14.3%	7.1%	0.0%	28	3.86

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-②	教育活動等の改善を促進するために適切であった	1巡目	18.8%	64.6%	10.4%	6.3%	0.0%	48	3.96
		2巡目	14.3%	67.9%	14.3%	3.6%	0.0%	28	3.93

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-③	教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1巡目	10.4%	58.3%	27.1%	4.2%	0.0%	48	3.75
		2巡目	10.7%	53.6%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.71

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-④	教育活動を中心に設定していることは適切であった	1巡目	20.8%	70.8%	6.3%	2.1%	0.0%	48	4.10
		2巡目	28.6%	60.7%	10.7%	0.0%	0.0%	28	4.18

【H19～集計】2：ある～1：ない

			2	1	回答数	平均
1-⑤	自己評価しにくい基準又は解釈指針があった ※5段階評価であった平成17～18年度分は除外して平均を算出	1巡目	51.6%	48.4%	31	1.52
		2巡目	38.5%	61.5%	26	1.38

【H18～新設】2：ある～1：ない

			2	1	回答数	平均
1-⑥	内容が重複する基準又は解釈指針があった	1巡目	14.0%	86.0%	43	1.14
		2巡目	26.9%	73.1%	26	1.27

【2. 評価の方法及び内容】

【（1）自己評価について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-（1）-①	基準及び解釈指針に基づき、適切に自己評価を行うことができた	1巡目	14.6%	70.8%	14.6%	0.0%	0.0%	48	4.00
		2巡目	21.4%	67.9%	7.1%	3.6%	0.0%	28	4.07

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-（1）-②	自己評価書の添付資料は既に蓄積していたもので十分対応することができた	1巡目	4.2%	45.8%	31.3%	16.7%	2.1%	48	3.33
		2巡目	10.7%	46.4%	32.1%	10.7%	0.0%	28	3.57

【H20～集計】2：迷った～1：迷っていない

						2	1	回答数	平均
2-(1)-③	自己評価書に添付する資料について、どのようなものを用意すべきか迷った ※5段階評価であった平成17～19年度分は除外して平均を算出	1巡目				36.8%	63.2%	19	1.37
		2巡目				23.1%	76.9%	26	1.23

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-④	総合的な状況が広く社会等の理解を得るため、わかりやすい自己評価書にすることができた	1巡目	10.4%	56.3%	31.3%	2.1%	0.0%	48	3.75
		2巡目	10.7%	64.3%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.82

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-⑤	自己評価書の完成度は満足できるものであった	1巡目	14.6%	54.2%	27.1%	4.2%	0.0%	48	3.79
		2巡目	14.3%	64.3%	14.3%	7.1%	0.0%	28	3.86

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-⑥	文字数は自己評価書を作成する上で十分な量であった	1巡目	20.8%	54.2%	18.8%	4.2%	2.1%	48	3.88
		2巡目	25.0%	46.4%	25.0%	3.6%	0.0%	28	3.93

【H19～新設】2：参考にした～1：参考にしなかった

						2	1	回答数	平均
2-(1)-⑦	すでに機構の認証評価を受けた他法科大学院の自己評価書を参考にした	1巡目				38.7%	61.3%	31	1.39
		2巡目				57.1%	42.9%	28	1.57

【(2)訪問調査等について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-①	「書面調査による分析状況」の内容は適切であった	1巡目	12.5%	62.5%	22.9%	2.1%	0.0%	48	3.85
		2巡目	14.3%	57.1%	21.4%	7.1%	0.0%	28	3.79

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-②	「訪問調査時の確認事項」の内容は適切であった	1巡目	10.4%	58.3%	18.8%	12.5%	0.0%	48	3.67
		2巡目	14.8%	40.7%	18.5%	22.2%	3.7%	27	3.41

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-③	訪問調査時に機構の評価担当者が質問した内容は適切であった	1巡目	16.7%	56.3%	18.8%	8.3%	0.0%	48	3.81
		2巡目	21.4%	46.4%	32.1%	0.0%	0.0%	28	3.89

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
旧設問 2-(2)-④	訪問調査時の実施内容は適切であった	1巡目	25.0%	52.1%	18.8%	4.2%	0.0%	48	3.98

【H23～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-④	実施内容として面談等を設けたことは適切であった	2巡目	32.1%	60.7%	3.6%	3.6%	0.0%	28	4.21
2-(2)-⑤	実施内容の方法は適切であった	2巡目	21.4%	53.6%	7.1%	14.3%	3.6%	28	3.75
2-(2)-⑥	実施内容に係る時間配分は適切であった	2巡目	21.4%	64.3%	10.7%	0.0%	3.6%	28	4.00

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-⑦ ※旧設問 2-(2)-⑤	訪問調査では、機構の評価担当者との間で、教育活動等の状況に関する共通理解を得ることができた	1巡目	16.7%	43.8%	31.3%	6.3%	2.1%	48	3.67
		2巡目	25.0%	39.3%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.86

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-⑧ ※旧設問 2-(2)-⑥	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1巡目	20.8%	60.4%	16.7%	2.1%	0.0%	48	4.00
		2巡目	28.6%	35.7%	35.7%	0.0%	0.0%	28	3.93

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-⑨ ※旧設問 2-(2)-⑦	訪問調査時の機構の評価担当者は十分に研修を受けていたと思う	1巡目	25.0%	50.0%	22.9%	2.1%	0.0%	48	3.98
		2巡目	28.6%	46.4%	17.9%	7.1%	0.0%	28	3.96

【(3)意見の申立てについて】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-①	意見の申立ての実施方法及びスケジュールは適切であった	1巡目	21.3%	53.2%	25.5%	0.0%	0.0%	47	3.96
		2巡目	17.9%	60.7%	21.4%	0.0%	0.0%	28	3.96

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-②	「意見の申立ての内容及びその対応」を評価報告書に掲載するとしたことは適切であった	1巡目	24.4%	40.0%	35.6%	0.0%	0.0%	45	3.89
		2巡目	29.6%	51.9%	14.8%	0.0%	3.7%	27	4.04

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-③	意見の申立てに対する機構の対応は適切であった（意見の申立てを行った対象校のみ）	1巡目	5.6%	22.2%	55.6%	11.1%	5.6%	18	3.11
		2巡目	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	0.0%	5	3.40

【3. 評価の作業量、スケジュール等】

【(1)評価に費やした作業量について】

5：とても大きい ～ 3：適当 ～ 1：とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(1)-①	自己評価書の作成（作業量）	1巡目	75.0%	18.8%	6.3%	0.0%	0.0%	48	4.69
		2巡目	46.4%	50.0%	3.6%	0.0%	0.0%	28	4.43

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(1)-②	「訪問調査時の確認事項」への対応(作業量)	1巡目	29.2%	39.6%	31.3%	0.0%	0.0%	48	3.98
		2巡目	46.4%	35.7%	17.9%	0.0%	0.0%	28	4.29

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(1)-③	訪問調査のための事前準備(作業量)	1巡目	27.1%	43.8%	29.2%	0.0%	0.0%	48	3.98
		2巡目	25.0%	53.6%	21.4%	0.0%	0.0%	28	4.04

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(1)-④	訪問調査当日の対応(作業量)	1巡目	18.8%	18.8%	60.4%	2.1%	0.0%	48	3.54
		2巡目	21.4%	46.4%	28.6%	3.6%	0.0%	28	3.86

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(1)-⑤	意見の申立て(作業量)	1巡目	0.0%	11.9%	76.2%	9.5%	2.4%	42	2.98
		2巡目	0.0%	0.0%	75.0%	20.8%	4.2%	24	2.71

【(2)機構が設定した作業期間について】

【～H23まで】5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
旧設問 3-(1)-①	自己評価書の作成(作業期間)	1巡目	31.3%	6.3%	41.7%	20.8%	0.0%	48	3.48
		2巡目	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	1	3.00

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(2)-① ※旧設問 3-(1)-②	「訪問調査時の確認事項」への対応(作業期間)	1巡目	14.6%	12.5%	54.2%	12.5%	6.3%	48	3.17
		2巡目	0.0%	10.7%	42.9%	39.3%	7.1%	28	2.57

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(2)-② ※旧設問 3-(1)-③	訪問調査のための事前準備(作業期間)	1巡目	14.6%	12.5%	60.4%	10.4%	2.1%	48	3.27
		2巡目	0.0%	14.8%	63.0%	14.8%	7.4%	27	2.85

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(2)-③ ※旧設問 3-(1)-④	訪問調査当日の対応(作業期間)	1巡目	12.8%	8.5%	70.2%	2.1%	6.4%	47	3.19
		2巡目	0.0%	3.7%	88.9%	0.0%	7.4%	27	2.89

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-(2)-④ ※旧設問 3-(1)-⑤	意見の申立て(作業期間)	1巡目	0.0%	0.0%	95.2%	4.8%	0.0%	42	2.95
		2巡目	0.0%	0.0%	87.0%	13.0%	0.0%	23	2.87

【（3）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-（3）-① ※旧設問 3-（2）-①	評価作業に費やした労力は、教育活動等の質保証という目的に見合うものであった	1巡目	10.4%	54.2%	18.8%	14.6%	2.1%	48	3.56
		2巡目	14.3%	39.3%	35.7%	7.1%	3.6%	28	3.54

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-（3）-② ※旧設問 3-（2）-②	評価作業に費やした労力は、教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	1巡目	14.6%	45.8%	20.8%	14.6%	4.2%	48	3.52
		2巡目	17.9%	35.7%	35.7%	7.1%	3.6%	28	3.57

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-（3）-③ ※旧設問 3-（2）-③	評価作業に費やした労力は、教育活動等の社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1巡目	10.4%	35.4%	37.5%	12.5%	4.2%	48	3.35
		2巡目	7.1%	35.7%	50.0%	0.0%	7.1%	28	3.36

【（4）評価のスケジュールについて】

2：適当～1：適当でない

				2	1	回答数	平均
3-（4）-① ※旧設問 3-（3）-①	自己評価書の提出時期は適当であった	1巡目		87.5%	12.5%	48	1.88
		2巡目		92.6%	7.4%	27	1.93

2：適当～1：適当でない

				2	1	回答数	平均
3-（4）-② ※旧設問 3-（3）-②	訪問調査の実施時期は適当であった	1巡目		81.3%	18.8%	48	1.81
		2巡目		88.9%	11.1%	27	1.89

【4. 説明会・研修会等】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-①	説明会の配付資料は理解しやすかった	1巡目	18.8%	60.4%	20.8%	0.0%	0.0%	48	3.98
		2巡目	22.2%	48.1%	29.6%	0.0%	0.0%	27	3.93

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-②	説明会の内容は理解しやすかった	1巡目	17.0%	59.6%	21.3%	2.1%	0.0%	47	3.91
		2巡目	22.2%	48.1%	29.6%	0.0%	0.0%	27	3.93

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-③	説明会の内容は役立った	1巡目	21.3%	57.4%	17.0%	2.1%	2.1%	47	3.94
		2巡目	22.2%	33.3%	44.4%	0.0%	0.0%	27	3.78

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-④	自己評価担当者等に対する研修会の配付資料は理解しやすかった	1巡目	17.0%	59.6%	21.3%	2.1%	0.0%	47	3.91
		2巡目	25.9%	44.4%	29.6%	0.0%	0.0%	27	3.96

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-⑤	自己評価担当者等に対する研修会の内容は理解しやすかった	1巡目	19.1%	57.4%	21.3%	2.1%	0.0%	47	3.94
		2巡目	25.9%	44.4%	29.6%	0.0%	0.0%	27	3.96

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-⑥	自己評価担当者等に対する研修会の内容は役立った	1巡目	17.0%	57.4%	19.1%	4.3%	2.1%	47	3.83
		2巡目	22.2%	40.7%	37.0%	0.0%	0.0%	27	3.85

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-⑦	機構が配付している自己評価実施要項等の冊子は役立った	1巡目	29.2%	56.3%	14.6%	0.0%	0.0%	48	4.15
		2巡目	32.1%	42.9%	25.0%	0.0%	0.0%	28	4.07

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-⑧	機構が行った訪問説明は役立った	1巡目	21.3%	46.8%	31.9%	0.0%	0.0%	47	3.89
		2巡目	22.2%	0.0%	77.8%	0.0%	0.0%	9	3.44

【H17のみ】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
※旧設問	評価部会の人数や構成は適切であった	1巡目	0.0%	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	4	3.75

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-⑨	説明会、研修会等における機構の事務担当者の対応（質問等に対する対応）は適切であった	1巡目	25.5%	53.2%	21.3%	0.0%	0.0%	47	4.04
		2巡目	28.6%	39.3%	28.6%	3.6%	0.0%	28	3.93

【5. 評価結果（評価報告書）】

【（1）評価報告書の内容等について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-（1）-①	教育活動等の質の保証をするために十分なものであった	1巡目	20.8%	58.3%	16.7%	2.1%	2.1%	48	3.94
		2巡目	21.4%	57.1%	21.4%	0.0%	0.0%	28	4.00

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-（1）-②	教育活動等の改善に役立つものであった	1巡目	20.8%	58.3%	16.7%	2.1%	2.1%	48	3.94
		2巡目	17.9%	57.1%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.89

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-③	教育活動等について社会の理解と支持を得ることを支援・促進するものであった	1巡目	20.8%	41.7%	29.2%	2.1%	6.3%	48	3.69
		2巡目	14.3%	57.1%	21.4%	7.1%	0.0%	28	3.79

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-④	目的に照らし適切なものであった	1巡目	22.9%	50.0%	25.0%	2.1%	0.0%	48	3.94
		2巡目	21.4%	53.6%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.93

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-⑤	実態に即したものであった	1巡目	22.9%	47.9%	22.9%	6.3%	0.0%	48	3.88
		2巡目	21.4%	50.0%	25.0%	3.6%	0.0%	28	3.89

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-⑥	規模等を考慮したものであった	1巡目	20.8%	41.7%	29.2%	8.3%	0.0%	48	3.75
		2巡目	21.4%	28.6%	50.0%	0.0%	0.0%	28	3.71

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-⑦	教育活動等に関して新たな視点が得られた	1巡目	20.8%	37.5%	35.4%	4.2%	2.1%	48	3.71
		2巡目	21.4%	28.6%	35.7%	14.3%	0.0%	28	3.57

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-⑧	構成及び内容は分かりやすいものであった	1巡目	25.0%	52.1%	20.8%	2.1%	0.0%	48	4.00
		2巡目	32.1%	39.3%	25.0%	3.6%	0.0%	28	4.00

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-(1)-⑨	総じて、機構による評価報告書の内容は適切であった	1巡目	22.9%	62.5%	12.5%	0.0%	2.1%	48	4.04
		2巡目	21.4%	57.1%	17.9%	3.6%	0.0%	28	3.96

【(2)自己評価書及び評価報告書の公表について】

【H19～集計】2：ある～1：ない

				2	1	回答数	平均
5-(2)-①	今回の評価のために作成した自己評価書をウェブサイトなどで公表している ※5段階評価であった平成17、18年度分は除外して平均を算出	1巡目		71.4%	28.6%	28	1.71
		2巡目		82.1%	17.9%	28	1.82

【H19～集計】2：ある～1：ない

				2	1	回答数	平均
5-(2)-②	評価報告書をウェブサイトなどで公表している ※5段階評価であった平成17、18年度分は除外して平均を算出	1巡目		71.4%	28.6%	28	1.71
		2巡目		71.4%	28.6%	28	1.71

【（3）評価結果に関するマスメディア等の報道について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-（3）-①	マスメディア等から適切な報道がなされた	1巡目	2.5%	20.0%	50.0%	22.5%	5.0%	40	2.93
		2巡目	0.0%	18.2%	63.6%	9.1%	9.1%	22	2.91

【6．評価を行ったことによる効果・影響】

【（1）自己評価を行ったことによる効果・影響】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-①	教育活動等について全般的に把握することができた	1巡目	35.4%	52.1%	10.4%	2.1%	0.0%	48	4.21
		2巡目	39.3%	46.4%	14.3%	0.0%	0.0%	28	4.25

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-②	教育活動等の今後の課題を把握することができた	1巡目	35.4%	54.2%	6.3%	2.1%	2.1%	48	4.19
		2巡目	28.6%	46.4%	21.4%	3.6%	0.0%	28	4.00

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-③	教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透した	1巡目	20.8%	50.0%	22.9%	4.2%	2.1%	48	3.83
		2巡目	14.3%	50.0%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.75

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-④	各教員の教育活動等に取り組む意識が向上した	1巡目	12.5%	45.8%	35.4%	4.2%	2.1%	48	3.63
		2巡目	14.3%	42.9%	39.3%	3.6%	0.0%	28	3.68

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-⑤	教育活動等の改善を促進した	1巡目	25.0%	50.0%	18.8%	4.2%	2.1%	48	3.92
		2巡目	21.4%	42.9%	28.6%	7.1%	0.0%	28	3.79

【H19～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-⑥	将来計画の策定に役立った	1巡目	22.6%	41.9%	32.3%	3.2%	0.0%	31	3.84
		2巡目	17.9%	25.0%	50.0%	7.1%	0.0%	28	3.54

【H19～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-⑦	学校全体のマネジメントの改善を促進した	1巡目	12.5%	45.8%	35.4%	2.1%	4.2%	48	3.60
		2巡目	17.9%	28.6%	42.9%	10.7%	0.0%	28	3.54

【H19～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-（1）-⑧	個性的な取組を促進した	1巡目	12.5%	29.2%	47.9%	8.3%	2.1%	48	3.42
		2巡目	10.7%	42.9%	39.3%	7.1%	0.0%	28	3.57

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(1)-⑨	自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透した	1巡目	18.8%	47.9%	27.1%	2.1%	4.2%	48	3.75
		2巡目	14.3%	42.9%	39.3%	3.6%	0.0%	28	3.68

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(1)-⑩	評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上した	1巡目	25.8%	45.2%	29.0%	0.0%	0.0%	31	3.97
		2巡目	21.4%	50.0%	28.6%	0.0%	0.0%	28	3.93

【(2)機構の評価結果を受けたことによる効果・影響について】

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-①	教育活動等について全般的に把握することができる	1巡目	31.3%	50.0%	14.6%	2.1%	2.1%	48	4.06
		2巡目	28.6%	46.4%	25.0%	0.0%	0.0%	28	4.04

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-②	教育活動等の今後の課題を把握することができる	1巡目	27.1%	60.4%	6.3%	4.2%	2.1%	48	4.06
		2巡目	28.6%	46.4%	21.4%	3.6%	0.0%	28	4.00

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-③	教育活動等を組織的に運営することの重要性が教職員に浸透する	1巡目	20.8%	54.2%	22.9%	0.0%	2.1%	48	3.92
		2巡目	17.9%	57.1%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.89

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-④	各教員の教育活動等に取り組む意識が向上する	1巡目	14.6%	52.1%	29.2%	2.1%	2.1%	48	3.75
		2巡目	14.3%	39.3%	42.9%	3.6%	0.0%	28	3.64

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑤	教育活動等の改善を促進する	1巡目	20.8%	56.3%	16.7%	4.2%	2.1%	48	3.90
		2巡目	28.6%	39.3%	25.0%	7.1%	0.0%	28	3.89

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑥	将来計画の策定に役立つ	1巡目	19.4%	48.4%	25.8%	6.5%	0.0%	31	3.81
		2巡目	17.9%	32.1%	42.9%	7.1%	0.0%	28	3.61

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑦	学校全体のマネジメントの改善を促進する	1巡目	12.5%	45.8%	35.4%	4.2%	2.1%	48	3.63
		2巡目	17.9%	32.1%	42.9%	7.1%	0.0%	28	3.61

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑧	個性的な取組を促進する	1巡目	12.5%	35.4%	37.5%	8.3%	6.3%	48	3.40
		2巡目	17.9%	32.1%	42.9%	7.1%	0.0%	28	3.61

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑨	自己評価を行うことの重要性が教職員に浸透する	1巡目	16.7%	56.3%	20.8%	4.2%	2.1%	48	3.81
		2巡目	17.9%	42.9%	35.7%	3.6%	0.0%	28	3.75

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑩	教職員に評価結果の内容が浸透する	1巡目	16.7%	56.3%	22.9%	2.1%	2.1%	48	3.83
		2巡目	21.4%	35.7%	42.9%	0.0%	0.0%	28	3.79

【H19～新設】5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑪	評価の考え方や評価方法に関する教職員の知識や技術が向上する	1巡目	25.8%	54.8%	19.4%	0.0%	0.0%	31	4.06
		2巡目	17.9%	57.1%	21.4%	3.6%	0.0%	28	3.89

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑫	教育活動等の質が保証される	1巡目	20.8%	58.3%	16.7%	2.1%	2.1%	48	3.94
		2巡目	21.4%	42.9%	32.1%	3.6%	0.0%	28	3.82

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑬	学生の理解と支持が得られる	1巡目	12.5%	43.8%	39.6%	0.0%	4.2%	48	3.60
		2巡目	10.7%	35.7%	50.0%	0.0%	3.6%	28	3.50

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑭	広く社会の理解と支持が得られる	1巡目	16.7%	41.7%	33.3%	4.2%	4.2%	48	3.63
		2巡目	10.7%	32.1%	50.0%	0.0%	7.1%	28	3.39

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-(2)-⑮	他法科大学院の評価結果から優れた取組を参考にする	1巡目	16.7%	41.7%	37.5%	2.1%	2.1%	48	3.69
		2巡目	17.9%	46.4%	28.6%	3.6%	3.6%	28	3.71

※7、8は記述式回答のため、省略

【9. 前回の認証評価を受けたことによる効果・影響について】

【H23～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
9-①	前回の認証評価を受けたことにより、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	2巡目	14.8%	40.7%	40.7%	0.0%	3.7%	27	3.63
9-②	前回の認証評価を受けたことにより、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	2巡目	14.3%	39.3%	39.3%	3.6%	3.6%	28	3.57
9-③	前回の認証評価を受けたことにより、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	2巡目	7.1%	7.1%	75.0%	3.6%	7.1%	28	3.04

【10. 前回と比較した評価プロセスについて】

【H23～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
10-①	基準及び解釈指針の構成や内容は、認証評価の目的を達成するためにより適切なものとなった	2巡目	10.7%	50.0%	39.3%	0.0%	0.0%	28	3.71
10-②	基準及び解釈指針に基づき、より適切な自己評価書を作成できるようになった	2巡目	10.7%	53.6%	28.6%	7.1%	0.0%	28	3.68
10-③	訪問調査は、より適切な実施内容・実施体制で行われるようになった	2巡目	10.7%	32.1%	53.6%	3.6%	0.0%	28	3.50
10-④	評価に費やした作業量及び機構が設定した作業期間は、より適当なものとなった	2巡目	3.6%	21.4%	64.3%	7.1%	3.6%	28	3.14
10-⑤	評価作業に費やした労力は、認証評価の目的により見合うものとなった	2巡目	10.7%	17.9%	60.7%	10.7%	0.0%	28	3.29
10-⑥	説明会・研修会等は、より理解しやすいもの、役立つものとなった	2巡目	12.0%	16.0%	68.0%	4.0%	0.0%	25	3.36
10-⑦	評価報告書の内容等は、認証評価の目的により見合うものとなった	2巡目	14.3%	35.7%	50.0%	0.0%	0.0%	28	3.64
10-⑧	対象校が自己評価書及び評価報告書を積極的に公表するようになった	2巡目	11.1%	11.1%	77.8%	0.0%	0.0%	27	3.33
10-⑨	評価結果に関するマスメディア等の報道は、より適切なものとなった	2巡目	3.8%	3.8%	80.8%	7.7%	3.8%	26	2.96
10-⑩	自己評価を行ったことによる効果・影響は、より大きなものとなった	2巡目	10.7%	21.4%	64.3%	3.6%	0.0%	28	3.39
10-⑪	機構の評価結果を受けたことによる効果・影響は、より大きなものとなった	2巡目	7.1%	32.1%	60.7%	0.0%	0.0%	28	3.46

認証評価に関する検証のためのアンケート集計結果（選択式回答）【評価担当者】

※1巡目には平成17～19年度に実施した予備評価を含む。

【1. 基準及び解釈指針について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-①	教育活動等の質を保証するために適切であった	1巡目	7.8%	77.8%	13.7%	0.7%	0.0%	153	3.93
		2巡目	5.3%	76.6%	16.0%	2.1%	0.0%	94	3.85

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-②	教育活動等の改善を促進するために適切であった	1巡目	7.8%	77.8%	13.7%	0.7%	0.0%	153	3.93
		2巡目	4.3%	78.7%	13.8%	3.2%	0.0%	94	3.84

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-③	教育活動等について社会から理解と支持を得るために適切であった	1巡目	6.5%	64.7%	26.1%	2.6%	0.0%	153	3.75
		2巡目	6.4%	67.0%	21.3%	5.3%	0.0%	94	3.74

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
1-④	教育活動を中心に設定していることは適切であった	1巡目	16.6%	70.2%	12.6%	0.7%	0.0%	151	4.03
		2巡目	18.1%	70.2%	10.6%	1.1%	0.0%	94	4.05

【H19～集計】2：ある～1：ない

			2	1	回答数	平均
1-⑤	評価しにくい基準又は解釈指針があった ※5段階評価であった平成17、18年度分は除外して平均を算出	1巡目	50.5%	49.5%	105	1.50
		2巡目	47.8%	52.2%	92	1.48

【H18～新設】2：ある～1：ない

			2	1	回答数	平均
1-⑥	内容が重複する基準又は解釈指針があった	1巡目	15.2%	84.8%	132	1.15
		2巡目	10.9%	89.1%	92	1.11

【2. 評価の方法及び内容・結果について】

【（1）自己評価書について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-①	自己評価書は理解しやすかった	1巡目	0.7%	41.7%	47.0%	9.3%	1.3%	151	3.31
		2巡目	7.5%	40.9%	41.9%	8.6%	1.1%	93	3.45

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-②	自己評価書には基準及び解釈指針の内容が適切に記述されていた	1巡目	0.7%	40.4%	50.3%	7.3%	1.3%	151	3.32
		2巡目	7.5%	46.2%	39.8%	6.5%	0.0%	93	3.55

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(1)-③	自己評価書には必要な根拠資料が引用・添付されていた	1巡目	0.7%	37.1%	49.7%	10.6%	2.0%	151	3.24
		2巡目	2.2%	43.5%	41.3%	13.0%	0.0%	92	3.35

【（2）書面調査について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-①	機構が示した書面調査票等の様式は記入しやすかった	1巡目	4.0%	50.3%	31.8%	13.2%	0.7%	151	3.44
		2巡目	12.0%	62.0%	21.7%	4.3%	0.0%	92	3.82

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(2)-②	書面調査を行うために対象法科大学院の提出物以外の参考となる情報（客観的データ等）があればよかった	1巡目	2.7%	16.7%	54.7%	22.7%	3.3%	150	2.93
		2巡目	3.3%	12.2%	46.7%	27.8%	10.0%	90	2.71

【（3）訪問調査について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-①	「訪問調査時の確認事項」に対する対象法科大学院の回答内容は適切であった	1巡目	6.8%	64.9%	25.0%	2.7%	0.7%	148	3.74
		2巡目	8.1%	58.1%	26.7%	7.0%	0.0%	86	3.67

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-②	訪問調査によって不明な点を十分に確認することができた	1巡目	16.2%	68.2%	13.5%	1.4%	0.7%	148	3.98
		2巡目	17.4%	64.0%	10.5%	8.1%	0.0%	86	3.91

【～H22まで】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
旧2-(3)-③	訪問調査の実施内容は適切であった	1巡目	16.2%	66.9%	14.2%	2.7%	0.0%	148	3.97

【H23～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-③	実施内容として面談等を設けたことは適切であった	2巡目	56.3%	41.4%	1.1%	0.0%	1.1%	87	4.52
2-(3)-④	実施内容の方法は適切であった	2巡目	22.1%	65.1%	7.0%	5.8%	0.0%	86	4.03
2-(3)-⑤	実施内容に係る時間配分は適切であった	2巡目	9.3%	67.4%	16.3%	7.0%	0.0%	86	3.79

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-⑥ ※旧設問 2-(3)-④	対象法科大学院と教育活動等の共通理解を得ることができた	1巡目	4.7%	52.0%	40.5%	2.7%	0.0%	148	3.59
		2巡目	10.5%	64.0%	19.8%	5.8%	0.0%	86	3.79

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-⑦ ※旧設問 2-(3)-⑤	訪問調査時の機構の評価担当者の人数や構成は適切であった	1巡目	18.2%	62.8%	15.5%	3.4%	0.0%	148	3.96
		2巡目	22.1%	66.3%	9.3%	2.3%	0.0%	86	4.08

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(3)-⑧ ※旧設問 2-(3)-⑥	訪問調査における機構の事務担当者の対応は適切であった	1巡目	52.1%	46.6%	1.4%	0.0%	0.0%	146	4.51
		2巡目	63.1%	35.7%	0.0%	1.2%	0.0%	84	4.61

【（4）評価結果について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(4)-①	自らが担当した書面調査、訪問調査の内容は、評価結果に十分反映された	1巡目	13.9%	75.5%	9.3%	0.7%	0.7%	151	4.01
		2巡目	25.8%	65.6%	8.6%	0.0%	0.0%	93	4.17

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(4)-②	基準を満たしているかどうかの判断を示すという方法は適切であった	1巡目	13.3%	67.3%	17.3%	2.0%	0.0%	150	3.92
		2巡目	20.4%	67.7%	10.8%	1.1%	0.0%	93	4.08

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(4)-③	評価結果全体としての分量は適切であった	1巡目	4.6%	60.3%	30.5%	4.6%	0.0%	151	3.65
		2巡目	18.3%	57.0%	21.5%	3.2%	0.0%	93	3.90

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
2-(4)-④	全体の評価結果と併せて「主な優れた点」等を記述するという形式は適切であった	1巡目	15.2%	60.3%	21.2%	3.3%	0.0%	151	3.87
		2巡目	29.0%	54.8%	16.1%	0.0%	0.0%	93	4.13

【3. 研修について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-①	研修の配付資料は理解しやすかった	1巡目	6.5%	69.8%	22.3%	0.7%	0.7%	139	3.81
		2巡目	12.0%	60.2%	25.3%	2.4%	0.0%	83	3.82

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-②	研修の説明内容は理解しやすかった	1巡目	11.1%	70.4%	16.3%	2.2%	0.0%	135	3.90
		2巡目	13.6%	51.9%	32.1%	2.5%	0.0%	81	3.77

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-③	研修の内容は役立った	1巡目	10.3%	67.6%	21.3%	0.7%	0.0%	136	3.88
		2巡目	16.0%	50.6%	27.2%	4.9%	1.2%	81	3.75

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-④	書面調査のシミュレーションは役立った	1巡目	9.5%	55.5%	32.8%	2.2%	0.0%	137	3.72
		2巡目	11.1%	48.1%	34.6%	6.2%	0.0%	81	3.64

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
3-⑤	研修に費やした時間の長さは適切であった	1巡目	5.9%	57.4%	32.4%	2.2%	2.2%	136	3.63
		2巡目	9.9%	50.6%	29.6%	9.9%	0.0%	81	3.60

【4. 評価の作業量、スケジュール等について】

【(1)評価に費やした作業量について】

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(1)-①	自己評価書の書面調査(作業量)	1巡目	51.3%	39.3%	9.3%	0.0%	0.0%	150	4.42
		2巡目	22.6%	55.9%	19.4%	2.2%	0.0%	93	3.99

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(1)-②	訪問調査への参加(作業量)	1巡目	4.1%	18.5%	77.4%	0.0%	0.0%	146	3.27
		2巡目	3.5%	38.4%	55.8%	1.2%	1.2%	86	3.42

5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(1)-③	評価報告書原案の作成(作業量)	1巡目	3.5%	21.0%	69.2%	5.6%	0.7%	143	3.21
		2巡目	2.4%	31.3%	56.6%	7.2%	2.4%	83	3.24

【H17のみ】5:とても大きい ～ 3:適当 ～ 1:とても小さい

			5	4	3	2	1	回答数	平均
※旧設問	意見申立てへの対応(作業量)	1巡目	0.0%	0.0%	86.7%	13.3%	0.0%	15	2.87

【(2)機構の設定した作業期間について】

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(2)-① ※旧設問 4-(1)-①	自己評価書の書面調査(作業期間)	1巡目	24.7%	26.0%	26.0%	19.3%	4.0%	150	3.48
		2巡目	1.1%	16.5%	64.8%	16.5%	1.1%	91	3.00

5:とても長い ～ 3:適当 ～ 1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(2)-② ※旧設問 4-(1)-②	訪問調査への参加(作業期間)	1巡目	4.8%	13.0%	78.1%	4.1%	0.0%	146	3.18
		2巡目	2.3%	14.0%	81.4%	2.3%	0.0%	86	3.16

5:とても長い　～　3:適当　～　1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(2)-③ ※旧設問 4-(1)-③	評価報告書原案の作成（作業期間）	1巡目	2.1%	14.0%	76.9%	6.3%	0.7%	143	3.10
		2巡目	3.6%	9.6%	83.1%	3.6%	0.0%	83	3.13

【H17のみ】5:とても長い　～　3:適当　～　1:とても短い

			5	4	3	2	1	回答数	平均
※旧設問	意見申立てへの対応（作業期間）	1巡目	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	15	3.00

【（3）評価に費やした労力が評価の目的に見合うものであったかについて】

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(3)-① ※旧設問 4-(2)-①	評価作業に費やした労力は、教育活動等の質保証という目的に見合うものであった	1巡目	2.7%	56.0%	37.3%	4.0%	0.0%	150	3.57
		2巡目	6.4%	60.6%	27.7%	5.3%	0.0%	94	3.68

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(3)-② ※旧設問 4-(2)-②	評価作業に費やした労力は、教育活動等の改善を進めるという目的に見合うものであった	1巡目	2.0%	58.7%	36.0%	3.3%	0.0%	150	3.59
		2巡目	4.3%	60.6%	29.8%	5.3%	0.0%	94	3.64

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(3)-③ ※旧設問 4-(2)-③	評価作業に費やしたは労力は教育活動等について社会から理解と支持を得るという目的に見合うものであった	1巡目	2.7%	48.7%	43.3%	5.3%	0.0%	150	3.49
		2巡目	4.3%	51.1%	40.4%	4.3%	0.0%	94	3.55

【（4）評価作業にかかった時間数について】

【H27～新設】 5:～30h　4:30h-50h　3:50h-70h　2:70h-100h　1:100h～

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(4)-①	自己評価書の書面調査（作業時間）	2巡目	75.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4	4.75

【H27～新設】 5:～5h　4:5h-10h　3:10h-20h　2:20h-30h　1:30h～

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(4)-②	訪問調査の準備（作業時間）	2巡目	60.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	5	4.00

【H27～新設】 5:～5h　4:5h-10h　3:10h-20h　2:20h-30h　1:30h～

			5	4	3	2	1	回答数	平均
4-(4)-③	評価報告書原案の作成（作業時間）	2巡目	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	4	4.50

【5. 評価部会等の運営について】

5:強くそう思う～3:どちらとも言えない～1:全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-①	評価部会、あるいは専門部会の委員の人数や構成は適切であった	1巡目	21.1%	59.2%	17.1%	2.6%	0.0%	152	3.99
		2巡目	22.8%	64.1%	10.9%	2.2%	0.0%	92	4.08

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
5-②	部会運営は円滑であった	1巡目	37.5%	58.6%	3.3%	0.7%	0.0%	152	4.33
		2巡目	36.6%	54.8%	7.5%	1.1%	0.0%	93	4.27

【6. 評価全般について】

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-①	本評価によって教育活動等の質が保証されると思う	1巡目	7.9%	63.8%	25.0%	3.3%	0.0%	152	3.76
		2巡目	8.5%	57.4%	29.8%	4.3%	0.0%	94	3.70

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-②	本評価によって教育活動等の改善が促進されると思う	1巡目	9.2%	67.1%	21.1%	2.6%	0.0%	152	3.83
		2巡目	8.5%	64.9%	18.1%	8.5%	0.0%	94	3.73

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-③	本評価によって教育活動等の社会の理解と支持が支援促進されると思う	1巡目	2.6%	54.3%	41.7%	1.3%	0.0%	151	3.58
		2巡目	7.4%	40.4%	42.6%	9.6%	0.0%	94	3.46

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-④	自己の専門知識・能力を評価作業・評価結果に活かすことができた	1巡目	7.9%	53.3%	33.6%	5.3%	0.0%	152	3.64
		2巡目	15.1%	50.5%	29.0%	5.4%	0.0%	93	3.75

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-⑤	今回の評価作業で得た知識を自身の所属組織の運営等に活かすことができた	1巡目	15.3%	45.3%	29.3%	8.0%	2.0%	150	3.64
		2巡目	14.3%	50.5%	22.0%	12.1%	1.1%	91	3.65

5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
6-⑥	総じて機構の認証評価を経験できてよかった	1巡目	35.5%	51.3%	13.2%	0.0%	0.0%	152	4.22
		2巡目	38.3%	48.9%	7.4%	5.3%	0.0%	94	4.20

【7. 前回の認証評価を実施したことによる効果・影響について】

【H23～新設】5：強くそう思う～3：どちらとも言えない～1：全くそう思わない

			5	4	3	2	1	回答数	平均
7-①	前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の質の保証に効果・影響があった	2巡目	4.9%	27.2%	65.4%	2.5%	0.0%	81	3.35
7-②	前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等の改善の促進に効果・影響があった	2巡目	4.9%	24.7%	69.1%	1.2%	0.0%	81	3.33
7-③	前回の認証評価の実施により、対象法科大学院の教育活動等に対する社会からの理解と支持に効果・影響があった	2巡目	2.5%	12.5%	82.5%	2.5%	0.0%	80	3.15